

附属資料

リスクシナリオごとの対応方策

令和8年3月



横 浜 町

目次

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		頁
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ		
1-1	地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	1
1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生	11
1-3	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水等による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)	17
1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生	29
1-5	暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生	37
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ		
2-1	自衛隊、警察、消防、海上保安部等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態	39
2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	45
2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	53
2-4	被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	61
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客等）の発生・混乱	69
2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	73
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	77
3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保する		
3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	79
4 経済活動を機能不全に陥らせない		
4-1	サプライチェーンの寸断等による地域企業の経済活動の低下	83
4-2	石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質の大規模拡散・流出	87
4-3	食料等の安定供給の停滞	91
4-4	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生活活動への甚大な影響	93
4-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	97

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		頁
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留める		
5-1	情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生	99
5-2	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止	103
5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止	107
5-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態	109
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		
6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	113
6-2	災害対応・復旧事業を支える人材等（コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興ができなくなる事態	115
6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	119
6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が遅れる事態	121
6-5	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	123
6-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	125

事前に備えるべき目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ		
リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【住宅・病院・学校等の耐震化】		
<住宅・建築物の耐震化による地震対策> 町民に対し、住宅の耐震診断及び耐震改修の必要性等についての普及・啓発を行うとともに、木造住宅の耐震診断及び耐震改修への支援制度や有利な融資制度の周知を行っている。		平成26年時点の住宅の耐震化率は75.4%であり、依然、耐震化が行われていない住宅があることから、耐震化を一層促進する必要がある。
<老朽化した公営住宅の建替等による防災・減災対策> 老朽化施設の計画的な建替えや需要動向を把握しながら新たな町営住宅の建設推進を図る。		本町における賃貸住宅市場の形成及び住宅に困窮する低所得者への住宅供給、また、町民全体に対する居住のセーフティネットを担うため、町営住宅の適正戸数の確保と居住水準の向上を目指す必要がある。
<社会福祉施設等の耐震化> 昭和56年の新耐震基準以後に建築されている。建築基準法第12条第1項による定期検査を実施している。しかし、現状耐震改修や老朽化への対応は行っていない。		施設の老朽化状況を確認し、改修工事などを行っていく必要がある。
<公立学校施設等の耐震化・老朽化対策> 児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難所等としての役割を果たす公立学校施設及び公民館の地震等に対する安全性を向上させるため、施設の耐震化・老朽化対策に取り組んでいる。		公立学校施設については、経年劣化による外壁等の損耗がある施設があるため、老朽化対策が必要である。公民館等については、耐震化が図られていない施設や経年劣化による損耗がある施設があるため、引き続き耐震化や老朽化対策が必要である。
<建築物等からの二次災害防止対策> 余震等による二次災害を防止するための被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定については、県等関係機関の協力を得て対応することとしている。		円滑に建築物や宅地の危険度の判定活動を実施するための具体的な手順等が定められていないことから、具体的な判定実施マニュアルを作成するとともに、判定コーディネーターの育成を図る必要がある。
<文化財の防災対策の推進> 平成30年度に有形文化財（建造物）の指定があったため、文化財パトロールのほか、文化財防火デーにおける啓発運動も行っている。		町指定有形文化財（建造物）の避難訓練、文化財パトロールによる現地踏査や指導のほか、文化財防火デーにおける意識啓発も継続する必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	住宅の耐震化を一層促進するため、引き続き、木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助等を実施する。また、住民が耐震化に関する相談や情報提供が受けられる体制を充実させるとともに、積極的な普及啓発を行い、住民の防災意識の醸成につながる取組を推進する。	県 町	
○	町営住宅の適正戸数の確保と居住水準の向上を図る。また、引き続き、計画的かつ効率的に公営住宅の耐震化や老朽化対策を推進する。	県 町	横浜町町営住宅長寿命化計画： 令和7年度 97戸 令和12年度 76戸
○	社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き、耐震改修や改築の実施を促進する。	県 町 社会福祉法人等	
○	利用者の安全確保及び避難場所としての防災機能の強化を図るため、引き続き、耐震補強及び老朽改修などを実施する。	県 町	
	建物や住宅の判定を円滑に行うため、具体的な判定実施マニュアルを作成し、判定コーディネーターの育成を進める。また、建築物や宅地の危険度判定に関する手順が未整備である現状を踏まえ、体制を強化し、適格な判定活動を実施する。	県 町	
	文化財パトロールの実施や文化財調査等により、文化財の保存管理状況の把握に努め、文化財所有者等が実施する耐震対策や防災設備の整備を支援する。	県 町	

リスクシナリオ		
1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】		
<公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策> 横浜町公共施設等総合管理計画に基づき、国から示された公共施設等総合管理計画の追加事項を含め、町有の公共建築物やインフラ施設の更新、統廃合、長寿命化に向けた取組を効果的かつ効率的に推進している。		維持管理と長寿命化を図るため、横浜町公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新、統廃合や長寿命化等の取組を進めている。公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新、統廃合や長寿命化等を計画的に行う必要がある。
<庁舎等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる庁舎等の耐震化は完了している。		防災拠点となる庁舎等の公共施設耐震化は、完了していることから、耐震性を保つため老朽化対策等を行っていく必要がある。
<農林水産業施設の耐震化・老朽化対策> 機能不全による被害発生の防止を図るため、県と連携を図りながら、補強・改修等を実施している。		引き続き、県と連携し、安全性を強化・確保するため、定期的な修繕や維持管理に努める必要がある。
<漁港施設の耐震化・老朽化対策> 漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。令和2年度には百目木漁港の北防砂堤を整備し、令和8年度以降は源氏ヶ浦漁港の西護岸の補修を予定するなど、必要な施設更新を段階的に実施している。		町管理の漁港について、過去に整備された施設の中には老朽化している施設もあることから、本漁港の機能が引き続き発揮できるよう、漁港施設の長寿命化を講じる必要がある。また、災害発生時における漁港を利用した輸送確保も視野に入れ、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行う必要がある。
<ため池・調整池施設の防災・減災対策> 大雨や地震等によりため池が決壊しそうになるなど危険な状態になった場合に、住民の避難や危険回避行動を支援し、被害の未然防止や軽減を図るため、浸水想定区域や避難所等を示したため池ハザードマップを作成し、周知している。		近年、集中豪雨や局地的大雨による災害が頻発していることから、住民の安全を確保するため、ため池ハザードマップのさらなる活用と周知が必要である。
【市街地の防災対策】		
<都市公園における防災・老朽化対策> 都市公園は、町民生活に安らぎと潤いを与える貴重な空間として、また、災害時における避難場所の確保等に対応するため、地域の特性を生かした公園の活用を推進している。		災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園において、避難誘導を円滑に行うため、ソーラー照明等の設備を導入する必要がある。
<幹線街路の整備> 災害発生時の避難路の確保や延焼を防止するため、また、町民からの要望に沿い、整備を進めている。		効果の高い路線から優先的に整備する等、財政規模と連動した計画性が必要である。
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。		災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送経路を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策。道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、個別施設計画の策定を進めるとともに、施設を管理する職員の意識醸成と知識習得を図る。また、老朽化が進む公共施設について、更新、統廃合及び長寿命化等の取組を全庁的に推進し、横浜町公共施設等総合管理計画に基づく効率的な維持管理を進める。	町	
○	引き続き庁舎等の耐震化・長寿命化を進めるとともに、庁舎等の災害対策機能を確保するため、定期的な点検や適切な修繕等を実施する。	町	
	機能不全による被害発生の防止を図るため、耐震化・長寿命化を進めるとともに、定期的な点検や適切な修繕等を実施する。	県 町	
	災害発生時の海路による輸送を確保するため、港湾施設の老朽化対策を進めるとともに、町管理の漁港を含む漁港施設についても、老朽化した施設の長寿命化や機能強化を計画的に実施し、必要な機能を維持できる体制を整える。また、漁港を活用した輸送確保も視野に入れ、平時から施設整備を着実に進めていく。	県 町	
	災害時のため池の安全確保に向け、青森県ため池安全・安心力中期プランに基づき詳細な調査を行い、必要な対策を進めるとともに、近年の豪雨災害の増加を踏まえ、住民の安全確保に向けてハザードマップの活用と周知を強化する。	県 町	
	避難場所に指定されている都市公園において、避難誘導を円滑に行うため、ソーラー照明等の導入を検討する。	町	
○	災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、国・県と連携を図りながら、幹線街路の整備を実施する。	国 県 町	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	

リスクシナリオ		
1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>		<p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p>
<p><農道等の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。令和6～8年度には有畑農道の整備を進めるなど、計画的な維持管理と機能強化に取り組んでいる。</p>		<p>整備後、相当の年数を経過している農道もあることから、点検等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。</p>
【空き家対策】		
<p><空き家対策></p> <p>横浜町空家等対策計画の策定、横浜町空家等対策協議会を立ち上げ、危険な空家（特定空家等）の倒壊や人的被害を防止するために、解体申請を受け付けている。</p>		<p>保安上危険である特定空家等の管理・除却を進める必要があるため、空家等対策の推進に関する特別措置法に則って所有者へ対応を促す。また、将来的な空家の増加を防ぐため、適正な管理や相続・利活用等の呼びかけを行う必要がある。</p>
【防火対策・消防力強化】		
<p><防火意識の普及啓発></p> <p>防火意識を啓発するため、毎年春と秋に火災予防運動を実施しているほか、住民や事業所等を対象とした防火教室等を開催している。また、住宅用火災警報器の設置を推進している。</p>		<p>火災件数及び火災による死者数を減少させるため、防火意識の啓発及び住宅用火災警報器の普及を図る必要がある。</p>
<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>		<p>大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p>
<p><消防団の充実></p> <p>町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、女性消防団員の入団を含め団員確保のため、PR活動や事業所等への働きかけを行う。</p>		<p>近年、消防団員は減少傾向であることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。</p>
<p><消防団員の安全確保></p> <p>災害時の消防団員の安全確保のため、安全装備品の充実に努め、また、活動内容については北部上北広域事務組合消防本部の指導のもと、教育・訓練に努めている。</p>		<p>災害時の消防団員の安全確保は必要不可欠な取組であることから、北部上北広域事務組合消防本部及び消防署との連携を密にする必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町	
○	必要な改良や計画的な老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町	個別施設ごとの長寿命化計画 (農道橋)の策定数： 令和7年度 3橋 令和12年度 3橋
○	倒壊のおそれ等がある危険な空き家の解体の促進や、利活用等を推進するため、空き家の実態調査、空き家等対策計画の策定、空き家の適正管理や利活用を促進するためのサポート体制の構築などを行う。	県 町	その他空家率： 令和7年度 15.2% 令和12年度 18%
	防災意識を高めるため、引き続き火災予防運動を実施するほか、住宅用火災警報器の普及活動を実施する。	県 消防本部 町	
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。また、近年発生した事案の教訓を踏まえた対応を検討する。	県 町 消防本部	
○	地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を図る。また、効果的な手法を検討しながら、引き続き、PR活動や事業所等への働きかけを行う。	県 町 消防本部	消防団員数： 令和7年度 135人 令和12年度 155人
○	災害時における消防団員の安全を確保するため、津波以外の災害にも対応したマニュアルに見直すとともに、定期的に訓練を実施し、マニュアルの実効性を確保する。	消防本部 町	

リスクシナリオ		
1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【避難場所の指定・確保】		
< 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 > 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞り場所となる指定避難所の確保を図っている。		令和2年4月現在で12の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めていく必要がある。
< 福祉避難所の確保 > 一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている社会福祉避難所確保のため社会福祉法人貴望会、株式会社東北産業と協定を締結している。現時点で4施設を指定している。 GHみほの（1床） 特別養護老人ホーム（10床） GHよこはま荘（5床） 有料老人ホームよこはま（15床）		避難所対象者が約60名であり、避難所の受け入れ可能人数を超えているため、受け入れ態勢の強化が必要である。
< 防災公共の推進 > 災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取り組みである「防災公共」を県と一体となって推進している。地区毎の取り組みが掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。		災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実に行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。
< 福祉施設・学校施設等の安全対策 > 災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。		災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。
【避難行動支援】		
< 避難所・避難路サインの整備 > 災害発生時に、住民や観光客等が迅速かつ適切な避難行動が取れるよう、避難所看板を12カ所設置している。		指定避難所及び避難場所、避難路等の状況変化等を踏まえ、必要に応じて避難所・避難路サインの整備等を行うとともに、適切な維持・管理を行う必要がある。
< 避難行動要支援者名簿の作成・更新 > 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、要支援者名簿を作成している。		名簿への新規登録者や登録されている者の変更等、登録情報が最新かどうか定期的に確認する必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。	町	
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう引き続き、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者に参画を促すなど、施設福祉避難所の拡大に取り組む。また、福祉避難所の所在について、広報誌やホームページ等により住民への周知を図る。	町 事業者	福祉避難所協定機関数： 令和7年度 4施設 令和12年度 4施設
○	「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。さらに、住民の防災意識の向上を図るとともに、地域住民が自主的かつ主体的に参加できる新しい形の防災訓練を開発し、その普及に努めていく。	県 町	
○	避難計画の作成を着実に進めるため、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	県 町 事業者	
○	災害発生時に、住民及び観光客等が迅速かつ適切な避難行動がとれるよう、引き続き避難路・避難所サインの整備・修正等及び維持・管理を行う。	町	
○	名簿の登録情報が最新かどうかの確認を行うため、民生委員による要援護者との面談を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。	町	避難行動要支援者名簿： 令和7年度 21人 令和12年度 21人

リスクシナリオ		
1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><避難行動要支援者名簿の活用></p> <p>要支援者名簿を作成し庁舎内関係機関（消防、駐在、社会福祉協議会）で共有している。</p>		<p>名簿の情報を避難支援等の実施に携わる関係者に提供し、災害時に円滑に避難できる体制を作る必要がある。</p>
<p><救急医療情報キットの配布></p> <p>災害時要支援者等の救急対策のため、かかりつけ医療機関、持病等の情報を保管できる救急医療情報キットの配付は行われていない。</p>		<p>災害時要支援者等の救急対策のため、救急医療情報キットの必要性を検討する必要がある。</p>
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
<p><自主防災組織の設立・活性化支援></p> <p>災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各町内会に設立し、活動の充実強化を図っている。</p>		<p>自主防災組織の数は全町内会の1割程度となっていることから、引き続き自主防災組織の設立促進を図るとともに、活動の充実・強化を図っていく必要がある。</p>
<p><防災意識の啓発></p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。</p>		<p>災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。</p>
<p><防災訓練の推進></p> <p>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年防災訓練を実施している。また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、各地区の自主防災会も防災訓練に参加している。</p>		<p>東日本大震災の教訓を踏まえた津波避難訓練や、近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災会が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。</p>
<p><地域防災リーダーの育成></p> <p>地域防災リーダーの育成を図るため、県の自主防災組織対象の研修会等に参加している。</p>		<p>地域防災力を高めるためには、地域防災の中心となる人材の育成が重要であることから、各地域の自主防災組織や町内会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必要がある。</p>
<p><事業所における防災訓練の充実></p> <p>町内事業所に町の防災訓練への参加を毎年呼びかけている。</p>		<p>毎年参加する事業所が同じなため、他の事業所への参加の呼びかけをする必要がある。</p>
<p><安全・安心まちづくり推進協議会の充実></p> <p>市民、連合町内会、地域ボランティア団体、事業者、警察、消防、市、その他関係機関・団体による、安全で安心なまちづくりに関する意見・情報交換、さらには地域の持つ課題などを協議する場として協議会を開催し、各団体との連携・協力体制の構築に努めている。</p>		<p>災害が発生した場合の応急対策等の対応に当たっては、地域の諸団体や関係機関との連携・協力関係が欠かせないことから、協議会の充実を図っていく必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	避難行動要支援者名簿が最新かどうかの確認と併せて、災害時に円滑に避難できる体制を作る。	町	関係機関数： 令和7年度 3機関 令和12年度 3機関
○	災害時要援護者等の救急対策のため、救急医療情報キット配付について検討を進める。	町	
	自主防災組織の設立促進と、活動の活発化に向けて、引き続き、リーダー研修会や防災啓発研修等の取り組みを実施する。	県 町	
	町民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	県 町	
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施する。	町	
○	地域防災リーダーの人材育成のため、町内会・自治会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を図る。	町	
○	事業所における火災等の被害を軽減するため、消防本部が行う火災予防運動での防火査察及び防火教室等の機会を捉え防火・防災意識の啓発を図る。	消防本部 町 事業者	
	地域の諸団体及び関係機関との連携・協力体制を図るため、引き続き、協議会を開催し、防災、防犯、交通安全等、安全で安心なまちづくりについての意見交換や情報交換を通じて、顔の見える関係を構築していく。	町	

起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策

<p>事前に備えるべき目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ</p>		
<p>リスクシナリオ</p> <p>1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生</p>		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>【津波防災施設の整備】</p>		
<p>< 海岸保全施設の老朽化対策 ></p> <p>津波等から地域住民の生命財産を守るため、堤防・防潮堤や海岸防災林を整備している。また、津波等による被害から海岸を防護するため、堤防や護岸などの海岸保全施設の老朽化対策を進めている。</p>		<p>防潮堤等の整備が一部にとどまるほか、整備後かなり経過し、機能が低下しているものもあることから、引き続き堤防や防潮堤等の津波防災施設の整備及び改修を進める必要がある。また、防波堤や護岸などの海岸保全施設の長寿命化計画を策定の上、計画的に老朽化対策を実施していく必要がある。</p>
<p>【警戒避難体制の整備】</p>		
<p>< 防災マップ及び津波避難計画の改訂 ></p> <p>津波発生時における住民等の迅速な避難を確保し、人的被害を軽減するため、青森県海岸津波対策検討会が公表した津波浸水想定区域に基づく防災マップを作成するとともに、津波避難計画を策定している。</p>		<p>防災マップ及び津波避難計画を最新の情報に保つため、地域防災計画の修正や重要な防災上の情報に変更された場合は適宜更新していく必要がある。</p>
<p>< 漁船避難ルールづくりの促進 ></p> <p>津波被害から漁業者や漁船を守るため、漁業者による自主的な漁船避難ルールづくりが促進されるよう、津波予測結果に基づく指導・助言等を行っている。</p>		<p>津波発生時の漁船避難ルールづくりに取り組む漁協等が少ないことから、漁船が沖出避難する場合の可否等、地域におけるルールづくりの取組を促進していく必要がある。</p>
<p>【避難場所の指定・確保】</p>		
<p>< 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 ></p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞り場所となる指定避難所の確保を図っている。</p>	○	<p>令和2年4月現在で12の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めていく必要がある。</p>
<p>< 福祉避難所の確保 ></p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている社会福祉避難所確保のため社会福祉法人貴望会、株式会社東北産業と協定を締結している。現時点で4施設を指定している。</p> <p>GHみほの (1床)</p> <p>特別養護老人ホーム (10床)</p> <p>GHよこはま荘 (5床)</p> <p>有料老人ホームよこはま (15床)</p>	○	<p>避難所対象者が約60名であり、避難所の受け入れ可能人数を超えているため、受け入れ態勢の強化が必要である。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	現在の施設の状況を踏まえ、防潮堤や海岸防災林等の整備を実施する。また、海岸保全施設の長寿命化計画を策定の上、国の交付金等を活用し、計画的に老朽化対策を実施する。	県	
○	大規模な津波が発生した際、住民等の円滑な警戒避難を確保するため、地域防災計画の修正や重要な防災上の情報に変更があった場合は、防災マップ及び津波避難計画を改定する。改定した防災マップ及び津波避難計画は、住民へ周知するとともに、防災訓練等で活用する。	町	
	漁業者による自主的な漁船避難ルールづくりが進むよう、引き続き、津波予測結果に基づく指導・助言等を実施する。	県 町 漁協	
○	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。	町	
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう引き続き、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者に参加を促すなど、施設福祉避難所の拡大に取り組む。また、福祉避難所の所在について、広報誌やホームページ等により住民への周知を図る。	町 事業所	福祉避難所協定機関数： 令和7年度 4施設 令和12年度 4施設

リスクシナリオ		
1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><防災公共の推進></p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取り組みである「防災公共」を県と一体となって推進している。地区毎の取り組みが掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	○	<p>災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実に行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。</p>
<p><福祉施設・学校施設等の安全対策></p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	○	<p>災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。</p>
<p><都市公園における防災・老朽化対策></p> <p>都市公園は、町民生活に安らぎと潤いを与える貴重な空間として、また、災害時における避難場所の確保等に対応するため、地域の特性を生かした公園の活用を推進している。</p>	○	<p>災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園において、避難誘導を円滑に行うため、ソーラー照明等の設備を導入する必要がある。</p>
【避難行動支援】		
<p><避難所・避難路サインの整備></p> <p>災害発生時に、住民や観光客等が迅速かつ適切な避難行動が取れるよう、避難所看板を12カ所設置している。</p>	○	<p>指定避難所及び避難場所、避難路等の状況変化等を踏まえ、必要に応じて避難所・避難路サインの整備等を行うとともに、適切な維持・管理を行う必要がある。</p>
<p><避難行動要支援者名簿の作成・更新></p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、要支援者名簿を作成している。</p>	○	<p>名簿への新規登録者や登録されている者の変更等、登録情報が最新かどうか定期的に確認する必要がある。</p>
<p><避難行動要支援者名簿の活用></p> <p>要支援者名簿を作成し庁舎内関係機関（消防、駐在、社会福祉協議会）で共有している。</p>	○	<p>名簿の情報を避難支援等の実施に携わる関係者に提供し、災害時に円滑に避難できる体制を作る必要がある。</p>
<p><救急医療情報キットの配布></p> <p>災害時要支援者等の救急対策のため、かかりつけ医療機関、持病等の情報を保管できる救急医療情報キットの配付は行われていない。</p>	○	<p>災害時要支援者等の救急対策のため、救急医療情報キットの必要性を検討する必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。さらに、住民の防災意識の向上を図るとともに、地域住民が自主的かつ主体的に参加できる新しい形の防災訓練を開発し、その普及に努めていく。	県 町	
○	避難計画の作成を着実に進めるため、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	県 町 事業者	
	避難場所に指定されている都市公園において、避難誘導を円滑に行うため、ソーラー照明等の導入を検討する。	町	
○	災害発生時に、住民及び観光客等が迅速かつ適切な避難行動がとれるよう、引き続き避難路・避難所サインの整備・修正等及び維持・管理を行う。	町	
○	名簿の登録情報が最新かどうかの確認を行うため、民生委員による要援護者との面談を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。	町	避難行動要支援者名簿： 令和7年度 21人 令和12年度 21人
	避難行動要支援者名簿が最新かどうかの確認と併せて、災害時に円滑に避難できる体制を作る。	町	関係機関数： 令和7年度 3機関 令和12年度 3機関
○	災害時要援護者等の救急対策のため、救急医療情報キット配付について検討を進める。	町	

リスクシナリオ		
1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【消防力の強化】		
<消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。	○	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。
<消防団の充実> 町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、女性消防団員の入団を含め団員確保のため、PR活動や事業所等への働きかけを行う。	○	近年、消防団員は減少傾向であることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。
<消防団員の安全確保> 災害時の消防団員の安全確保のため、安全装備品の充実に努め、また、活動内容については北部上北広域事務組合消防本部の指導のもと、教育・訓練に努めている。	○	災害時の消防団員の安全確保は必要不可欠な取組であることから、北部上北広域事務組合消防本部及び消防署との連携を密にする必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
<災害を伝承する記録・資料の保存・公開> 過去に起こった大災害映像（H23東日本大震災、H24豪雪）を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保持している。		災害から得られた教訓を次世代へ伝えるため、広く一般の人が閲覧できるように努める必要がある。
<自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各町内会に設立し、活動の充実強化を図っている。	○	自主防災組織の数は全町内会の1割程度となっていることから、引き続き自主防災組織の設立促進を図るとともに、活動の充実・強化を図っていく必要がある。
<防災意識の啓発> 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。	○	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。
<防災訓練の推進> 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年防災訓練を実施している。また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、各地区の自主防災会も防災訓練に参加している。	○	東日本大震災の教訓を踏まえた津波避難訓練や、近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災会が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。
<地域防災リーダーの育成> 地域防災リーダーの育成を図るため、県の自主防災組織対象の研修会等に参加している。	○	地域防災力を高めるためには、地域防災の中心となる人材の育成が重要であることから、各地域の自主防災組織や町内会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。また、近年発生した事案の教訓を踏まえた対応を検討する。	県 町 消防本部	
○	地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を図る。また、効果的な手法を検討しながら、引き続き、PR活動や事業所等への働きかけを行う。	県 町 消防本部	消防団員数： 令和7年度 135人 令和12年度 155人
○	災害時における消防団員の安全を確保するため、津波以外の災害にも対応したマニュアルに見直すとともに、定期的に訓練を実施し、マニュアルの実効性を確保する。	消防本部 町	
	過去に起こった大災害（H23東日本大震災、H24豪雪）を伝承する記録・資料を次世代に伝え続けるため、引き続き適切な保管を継続し、広く一般の人が閲覧できるよう、情報提供の充実を図る。	町	
	自主防災組織の設立促進と、活動の活発化に向けて、引き続き、リーダー研修会や防災啓発研修等の取り組みを実施する。	県 町	
	町民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	県 町	
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施する。	町	
○	地域防災リーダーの人材育成のため、町内会・自治会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を図る。	町	

起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策

<p>事前に備えるべき目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ</p>		
<p>リスクシナリオ 1-3 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水等による多数の死傷者の発生 (ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)</p>		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>【河川関連施設等の防災対策】</p>		
<p><ため池・調整池施設の防災・減災対策> 大雨や地震等によりため池が決壊しそうになるなど危険な状態になった場合に、住民の避難や危険回避行動を支援し、被害の未然防止や軽減を図るため、浸水想定区域や避難所等を示したため池ハザードマップを作成し、周知している。</p>	○	<p>近年、集中豪雨や局地的大雨による災害が頻発していることから、住民の安全を確保するため、ため池ハザードマップのさらなる活用と周知が必要である。</p>
<p><海岸保全施設の整備> 津波等から地域住民の生命財産を守るため、堤防・防潮堤や海岸防災林を整備している。また、津波等による被害から海岸を防護するため、堤防や護岸などの海岸保全施設の老朽化対策を進めている。</p>		<p>防潮堤等の整備が一部にとどまるほか、整備後かなり経過し、機能が低下しているものもあることから、引き続き堤防や防潮堤等の津波防災施設の整備及び改修を進める必要がある。また、防波堤や護岸などの海岸保全施設の長寿命化計画を策定の上、計画的に老朽化対策を実施していく必要がある。</p>
<p>【警戒避難体制の整備】</p>		
<p><避難情報発令体制の整備> 洪水発生に際し、周辺地域住民が迅速な避難を行えるよう、防災関係機関相互の情報伝達網を整備するとともに、雨量、水位等風水害に関する情報を収集する体制の構築に努めている。</p>		<p>災害のおそれがある場合、多くの情報を収集・分析し、それに基づき避難勧告等を発令・伝達しなければならないことから、関係各課との適切な役割分担の体制を構築するとともに、雨量、水位等に関する情報について、河川管理者や気象台等からの専門的な知見を活用できるよう、平時から連携体制を構築していく必要がある。</p>
<p><避難情報の発令基準の見直し> 町から住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、災害種別ごと（水害、土砂災害、津波）の避難勧告等発令基準を策定している。</p>		<p>国のガイドラインの改訂等があった場合は、適宜、避難勧告等の発令基準を見直していく必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>災害時のため池の安全確保に向け、青森県ため池安全・安心力中期プランに基づき詳細な調査を行い、必要な対策を進めるとともに、近年の豪雨災害の増加を踏まえ、住民の安全確保に向けてハザードマップの活用と周知を強化する。</p>	<p>県 町</p>	
○	<p>引き続き堤防や防潮堤等の津波防災施設の整備及び改修を進める。また防波堤や護岸などの海岸保全施設の長寿命化計画を策定の上、計画的に老朽化対策を実施する。</p>	<p>県</p>	
○	<p>災害のおそれがある場合の関係各課の役割分担について、地域防災計画に基づく災害対策本部運営訓練等により、実効性を検証し、改善を図っていくとともに、河川管理者や気象台等との連携体制を平時から構築する。また、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川の洪水災害に備え、円滑に避難勧告等を発令できるよう、県と連携を図りながら、洪水タイムライン（防災行動計画）の策定やホットライン（緊急時の直通電話）の構築を進める。</p>	<p>県 町</p>	
○	<p>国のガイドラインの改定等があった場合は、当町の地域特性を踏まえ、避難勧告等の発令基準の見直しを行う。</p>	<p>町</p>	

リスクシナリオ		
1-3 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水等による多数の死傷者の発生 (ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><住民等への情報伝達手段の多様化></p> <p>住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）、災害情報共有システム（Ｌアラート）、防災無線、防災メール、広報車、ホームページ等、多様な伝達手段の確保に努めている。</p>		<p>避難勧告等を迅速・確実に住民等に伝達するため、速報性の高いＴＶ放送、耐災害性が高い防災無線、屋内外を問わず受信できる緊急速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせる必要がある。</p>
<p><県・市町村・防災関係機関における情報伝達></p> <p>災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、町、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p>		<p>県、町、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。</p>
【避難場所の指定・確保】		
<p><指定緊急避難場所及び指定避難所の指定></p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞り場所となる指定避難所の確保を図っている。</p>	○	<p>令和２年４月現在で12の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めていく必要がある。</p>
<p><防災公共の推進></p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取り組みである「防災公共」を県と一体となって推進している。地区毎の取り組みが掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	○	<p>災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実にを行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>さらなる情報伝達手段の多重化・多様化に向けて避難勧告等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者、自主防災組織と平時からの連携強化に努める。</p> <p>また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、定期的に町による訓練等を実施していく。</p>	<p>県 町</p>	
○	<p>災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市町村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。</p>	<p>県 町</p>	
○	<p>災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。</p>	<p>町</p>	
○	<p>「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。さらに、住民の防災意識の向上を図るとともに、地域住民が自主的かつ主体的に参加できる新しい形の防災訓練を開発し、その普及に努めていく。</p>	<p>県 町</p>	

リスクシナリオ		
1-3 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水等による多数の死傷者の発生 (ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<福祉施設・学校施設等の安全対策> 災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。	○	災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。
<都市公園における防災・老朽化対策> 都市公園は、町民生活に安らぎと潤いを与える貴重な空間として、また、災害時における避難場所の確保等に対応するため、地域の特性を生かした公園の活用を推進している。	○	災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園において、避難誘導を円滑に行うため、ソーラー照明等の設備を導入する必要がある。
【避難行動支援】		
<避難所・避難路サインの整備> 災害発生時に、住民や観光客等が迅速かつ適切な避難行動が取れるよう、避難所看板を12カ所設置している。	○	指定避難所及び避難場所、避難路等の状況変化等を踏まえ、必要に応じて避難所・避難路サインの整備等を行うとともに、適切な維持・管理を行う必要がある。
<避難行動要支援者名簿の作成・更新> 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、要援護者名簿を作成している。	○	名簿への新規登録者や登録されている者の変更等、登録情報が最新かどうか定期的に確認する必要がある。
<避難行動要支援者名簿の活用> 要援護者名簿を作成し庁舎内関係機関（消防、駐在、社会福祉協議会）で共有している。	○	名簿の情報を避難支援等の実施に携わる関係者に提供し、災害時に円滑に避難できる体制を作る必要がある。
<救急医療情報キットの配布> 災害時要援護者等の救急対策のため、かかりつけ医療機関、持病等の情報を保管できる救急医療情報キットの配付は行われていない。	○	災害時要援護者等の救急対策のため、救急医療情報キットの必要性を検討する必要がある。
【消防力の強化】		
<消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。	○	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。
<消防団の充実> 町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、女性消防団員の入団を含め団員確保のため、PR活動や事業所等への働きかけを行う。	○	近年、消防団員は減少傾向であることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。
<消防団員の安全確保> 災害時の消防団員の安全確保のため、安全装備品の充実に努め、また、活動内容については北部上北広域事務組合消防本部の指導のもと、教育・訓練に努めている。	○	災害時の消防団員の安全確保は必要不可欠な取組であることから、北部上北広域事務組合消防本部及び消防署との連携を密にする必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	避難計画の作成を着実に進めるため、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	県 町 事業者	
	避難場所に指定されている都市公園において、避難誘導を円滑に行うため、ソーラー照明等の導入を検討する。	町	
○	災害発生時に、住民及び観光客等が迅速かつ適切な避難行動がとれるよう、引き続き避難路・避難所サインの整備・修正等及び維持・管理を行う。	町	
○	名簿の登録情報が最新かどうかの確認を行うため、民生委員による要援護者との面談を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。	町	避難行動要支援者名簿： 令和7年度 21人 令和12年度 21人
	避難行動要支援者名簿が最新かどうかの確認と併せて、災害時に円滑に避難できる体制を作る。	町	関係機関数： 令和7年度 3機関 令和12年度 3機関
○	災害時要援護者等の救急対策のため、救急医療情報キット配付について検討を進める。	町	
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。また、近年発生した事案の教訓を踏まえた対応を検討する。	県 町 消防本部	
○	地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を図る。また、効果的な手法を検討しながら、引き続き、PR活動や事業所等への働きかけを行う。	県 町 消防本部	消防団員数： 令和7年度 135人 令和12年度 155人
○	災害時における消防団員の安全を確保するため、津波以外の災害にも対応したマニュアルに見直すとともに、定期的に訓練を実施し、マニュアルの実効性を確保する。	消防本部 町	

リスクシナリオ		
1-3 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水等による多数の死傷者の発生 (ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
< 自主防災組織の設立・活性化支援 > 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各町内会に設立し、活動の充実強化を図っている。	○	自主防災組織の数は全町内会の1割程度となっていることから、引き続き自主防災組織の設立促進を図るとともに、活動の充実・強化を図っていく必要がある。
< 防災意識の啓発 > 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。	○	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。
< 防災訓練の推進 > 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年防災訓練を実施している。また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、各地区の自主防災会も防災訓練に参加している。	○	東日本大震災の教訓を踏まえた津波避難訓練や、近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災会が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。
< 地域防災リーダーの育成 > 地域防災リーダーの育成を図るため、県の自主防災組織対象の研修会等に参加している。	○	地域防災力を高めるためには、地域防災の中心となる人材の育成が重要であることから、各地域の自主防災組織や町内会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必要がある。
< 水防災意識社会再構築ビジョンの取り組み > 堤防の決壊や越水等による大規模な被害に備え、従来のハード対策に加え、避難行動や水防活動等のソフト対策を一体的・計画的に取り組むため、河川管理者である国・県と、流域沿川市町村・関係機関が連携して「減災対策協議会」を設立し、対策を推進している。		「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組により、減災対策協議会を設立し、氾濫被害の最小化を目指す対策を進めていることから、この取組を国・県とともに継続的に実施していく必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	自主防災組織の設立促進と、活動の活発化に向けて、引き続き、リーダー研修会や防災啓発研修等の取組みを実施する。	県 町	
	町民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	県 町	
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施する。	町	
○	地域防災リーダーの人材育成のため、町内会・自治会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を図る。	町	
	堤防の決壊や越水等に伴う大規模な被害に備え、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に進めるため、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組みにより、減災対策協議会を設立し、氾濫被害の最小化を目指す対策を進めていることから、国・県とともに継続的に実施していく。	国 県 町	

リスクシナリオ		
1-3 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水等による多数の死傷者の発生 (ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【防災インフラの長期間にわたる機能不全】		
<公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策> 横浜町公共施設等総合管理計画に基づき、国から示された公共施設等総合管理計画の追加事項を含め、町有の公共建築物やインフラ施設の更新、統廃合、長寿命化に向けた取組を効果的かつ効率的に推進している。	○	維持管理と長寿命化を図るため、横浜町公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新、統廃合や長寿命化等の取組を進めている。公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新、統廃合や長寿命化等を計画的に行う必要がある。
<町庁舎、消防本部庁舎等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる庁舎等の耐震化は完了している。		防災拠点となる庁舎等の公共施設耐震化は、完了していることから、耐震性を保つため老朽化対策等を行っていく必要がある。
<漁港施設の耐震化・老朽化対策> 漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。令和2年度には百目木漁港の北防砂堤を整備し、令和8年度以降は源氏ヶ浦漁港の西護岸の補修を予定するなど、必要な施設更新を段階的に実施している。	○	町管理の漁港について、過去に整備された施設の中には老朽化している施設もあることから、本漁港の機能が引き続き発揮できるよう、漁港施設の長寿命化を講じる必要がある。また、災害発生時における漁港を利用した輸送確保も視野に入れ、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行う必要がある。
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送経路を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策。道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する必要がある。
<農道等の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。令和6～8年度には有畑農道の整備を進めるなど、計画的な維持管理と機能強化に取り組んでいる。	○	整備後、相当の年数を経過している農道もあることから、点検等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
<農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策> 集中豪雨等による災害の未然防止と被害の最小化を図るため、農業用排水路等の機能保全・老朽化対策等を実施している。		農業水利施設の状況を適切に把握するとともに、機能不全による被害発生を防止するため、計画的な耐震化・老朽化対策等を実施する必要がある。
<水道施設の耐震化・老朽化対策> 災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めている。		人口減少を踏まえた計画の策定や、アセットマネジメント（資産管理）を活用し、施策を推進する必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、個別施設計画の策定を進めるとともに、施設を管理する職員の意識醸成と知識習得を図る。また、老朽化が進む公共施設について、更新、統廃合及び長寿命化等の取組を全庁的に推進し、横浜町公共施設等総合管理計画に基づく効率的な維持管理を進める。	町	
○	引き続き庁舎等の耐震化・長寿命化を進めるとともに、庁舎等の災害対策機能を確保するため、定期的な点検や適切な修繕等を実施する。	町 消防本部	
	災害発生時の海路による輸送を確保するため、港湾施設の老朽化対策を進めるとともに、町管理の漁港を含む漁港施設についても、老朽化した施設の長寿命化や機能強化を計画的に実施し、必要な機能を維持できる体制を整える。また、漁港を活用した輸送確保も視野に入れ、平時から施設整備を着実に進めていく。	県 町	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	
○	必要な改良や計画的な老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町	個別施設ごとの長寿命化計画 (農道橋)の策定数： 令和7年度 3橋 令和12年度 3橋
○	農業水利施設の状況を適切に把握するとともに、機能不全による被害発生を防止するため、計画的に耐震化・老朽化対策等を実施する。	県 町	
○	災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化を進め、水道事業の広域化や広域連携による経営の効率化等を推進する。	水道企業団	

リスクシナリオ		
1-3 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水等による多数の死傷者の発生 (ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策></p> <p>農業集落排水施設の処理機能を維持するため、処理場については機器不調の際、その都度部品交換や修繕で対応している。</p>		<p>農業集落排水施設の老朽化に伴う突発的トラブルにより、今後、汚水処理機能確保の困難が懸念されることから、早期の老朽化への対策が必要である。</p>
<p><合併処理浄化槽への転換の促進></p> <p>老朽化した単独処理浄化槽等から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、費用の一部を助成する浄化槽補助金制度を設けるとともに、広報や町ホームページにより当該制度の周知に努めている。また、平成27年度から補助金の嵩上げを行い、設置者の負担軽減を図っている。</p>		<p>老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するため、引き続き、合併処理浄化槽補助金制度の周知を図るとともに、単独処理浄化槽設置者に対し、転換の必要性について周知を図る。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	農業集落排水施設の長寿命化が進むよう、計画的な機能診断の実施等について指導・助言等を実施する。	町	
○	老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、引き続き、合併処理浄化槽補助金制度の周知に努めるとともに、単独処理浄化槽設置者に対し、転換の必要性について周知を図る。	県 町	合併処理浄化槽の普及率(浄化槽普及人口の総人口に対する割合)： 令和7年度 39.3% 令和17年度 45% 令和27年度 50%

起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策

事前に備えるべき目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ		
リスクシナリオ 1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【警戒避難体制の整備(土砂災害)】		
<避難情報発令及び自主避難のための情報提供>		
土砂災害に関して、避難勧告等の具体的な発令基準を地域防災計画に定めている。土砂災害のおそれが高まった場合は、住民が自主避難できるよう、土砂災害警戒情報等の情報を住民へ伝達している。		土砂災害のおそれがある場合、住民の適切な避難行動を促すため、避難勧告等の発令方法や伝達方法を必要に応じて見直していくとともに、平時から住民に対して土砂災害警戒情報等について理解促進を図っていく必要がある。
【土砂災害対策施設の整備・老朽化対策】		
<砂防関係施設の整備>		
土砂災害に対し、安全安心な市民生活を確保するため、崩壊するおそれのある急傾斜地については、急傾斜地崩壊危険区域として指定されるよう県に働きかけ、対策工事の推進に努めている。		急傾斜地崩壊危険区域の指定要件に該当しないが、危険度が高い区域もあることから、風化による法面の浸食状況等を確認し、対策工事につながるよう県に働きかけていく必要がある。
<砂防関係施設の老朽化対策>		
町では、これまで土石流対策、土砂の流下調節、直接抑止のための砂防えん堤、渓床の縦横侵食防止のための床固工、流路工の工事が実施され、その管理状況も良好である。	○	既存砂防関係施設の中には、施工後長期間経過し、その機能及び性能が低下したものがあることから、計画的に点検・評価を実施し、長寿命化計画を策定する必要がある。
【農山村地域における防災対策】		
<農村地域における防災対策>		
農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。		治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、長寿命化計画の策定を進めるとともに、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。
<ため池・調整池施設の防災・減災対策>		
大雨や地震等によりため池が決壊しそうになるなど危険な状態になった場合に、住民の避難や危険回避行動を支援し、被害の未然防止や軽減を図るため、浸水想定区域や避難所等を示したため池ハザードマップを作成し、周知している。	○	近年、集中豪雨や局地的大雨による災害が頻発していることから、住民の安全を確保するため、ため池ハザードマップのさらなる活用と周知が必要である。
【避難場所の指定・確保】		
<指定緊急避難場所及び指定避難所の指定>		
災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞り場所となる指定避難所の確保を図っている。	○	令和2年4月現在で12の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めていく必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	土砂災害に対する住民の警戒避難体制を強化するため、避難勧告等の発令基準や伝達方法について必要に応じて見直しを行う。また、土砂災害の危険性や早期避難の重要性について住民の理解促進を図るため、広報誌やホームページによる周知のほか、防災訓練等の機会を通じて啓発を行う。	町	
○	災害履歴のある個所のほか、避難所、防災拠点、要配慮者利用施設が立地する箇所などを対象として、国の防災交付金等を活用し、砂防関係施設の整備を推進する。また、急傾斜地崩壊危険区域の指定要件に該当はしないものの、危険度が高い区域については、風化による法面の浸食状況等を確認し、対策工事に繋がるよう県への働きかけに尽力する。	県	
○	砂防関係施設長寿命化計画に基づき、国の防災・安全交付金等を活用しながら、施設の機能及び性能を維持・確保する。	県	
○	治山施設を整備するとともに、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。	県 町	
	災害時のため池の安全確保に向け、青森県ため池安全・安心力中期プランに基づき詳細な調査を行い、必要な対策を進めるとともに、近年の豪雨災害の増加を踏まえ、住民の安全確保に向けてハザードマップの活用と周知を強化する。	県 町	
○	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。	町	

リスクシナリオ		
1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><福祉避難所の確保></p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている社会福祉避難所確保のため社会福祉法人貴望会、株式会社東北産業と協定を締結している。現時点で4施設を指定している。</p> <p>GHみほの（1床） 特別養護老人ホーム（10床） GHよこはま荘（5床） 有料老人ホームよこはま（15床）</p>	○	<p>避難所対象者が約60名であり、避難所の受け入れ可能人数を超えているため、受け入れ態勢の強化が必要である。</p>
<p><防災公共の推進></p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取り組みである「防災公共」を県と一体となって推進している。地区毎の取り組みが掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	○	<p>災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実にを行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。</p>
<p><福祉施設・学校施設等の安全対策></p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	○	<p>災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。</p>
<p><都市公園における防災・老朽化対策></p> <p>都市公園は、町民生活に安らぎと潤いを与える貴重な空間として、また、災害時における避難場所の確保等に対応するため、地域の特性を生かした公園の活用を推進している。</p>	○	<p>災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園において、避難誘導を円滑に行うため、ソーラー照明等の設備を導入する必要がある。</p>
【情報通信の確保】		
<p><情報通信利用環境の強化></p> <p>災害発生時における情報通信利用環境として、町が管理する施設においてWi-Fiサービスを提供している。</p>		<p>避難所に指定されている公共施設以外はWi-Fi利用環境が不十分なところが見受けられるため、町が管理する施設のWi-Fi利用環境を充実させる必要がある。</p>
【避難行動支援】		
<p><避難所・避難路サインの整備></p> <p>災害発生時に、住民や観光客等が迅速かつ適切な避難行動が取れるよう、避難所看板を12カ所設置している。</p>	○	<p>指定避難所及び避難場所、避難路等の状況変化等を踏まえ、必要に応じて避難所・避難路サインの整備等を行うとともに、適切な維持・管理を行う必要がある。</p>
<p><避難行動要支援者名簿の作成・更新></p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、要援護者名簿を作成している。</p>	○	<p>名簿への新規登録者や登録されている者の変更等、登録情報が最新かどうか定期的に確認する必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう引き続き、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者に参加を促すなど、施設福祉避難所の拡大に取り組む。また、福祉避難所の所在について、広報誌やホームページ等により住民への周知を図る。	町 事業所	福祉避難所協定機関数： 令和7年度 4施設 令和12年度 4施設
○	「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。さらに、住民の防災意識の向上を図るとともに、地域住民が自主的かつ主体的に参加できる新しい形の防災訓練を開発し、その普及に努めていく。	県 町	
○	避難計画の作成を着実に進めるため、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	県 町 事業者	
	避難場所に指定されている都市公園において、避難誘導を円滑に行うため、ソーラー照明等の導入を検討する。	町	
○	災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながらWi-Fi利用環境拡大を促進するとともに、町が管理する施設のWi-Fi利用環境の充実を図る。	町 事業者	
○	災害発生時に、住民及び観光客等が迅速かつ適切な避難行動がとれるよう、引き続き避難路・避難所サインの整備・修正等及び維持・管理を行う。	町	
○	名簿の登録情報が最新かどうかの確認を行うため、民生委員による要援護者との面談を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。	町	避難行動要支援者名簿： 令和7年度 21人 令和12年度 21人

リスクシナリオ		
1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><避難行動要支援者名簿の活用></p> <p>要支援者名簿を作成し庁舎内関係機関（消防、駐在、社会福祉協議会）で共有している。</p>	○	名簿の情報を避難支援等の実施に携わる関係者に提供し、災害時に円滑に避難できる体制を作る必要がある。
<p><救急医療情報キットの配布></p> <p>災害時要支援者等の救急対策のため、かかりつけ医療機関、持病等の情報を保管できる救急医療情報キットの配付は行われていない。</p>	○	災害時要支援者等の救急対策のため、救急医療情報キットの必要性を検討する必要がある。
【消防力の強化】		
<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	○	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。
<p><消防団の充実></p> <p>町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、女性消防団員の入団を含め団員確保のため、PR活動や事業所等への働きかけを行う。</p>	○	近年、消防団員は減少傾向であることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。
<p><消防団員の安全確保></p> <p>災害時の消防団員の安全確保のため、安全装備品の充実に努め、また、活動内容については北部上北広域事務組合消防本部の指導のもと、教育・訓練に努めている。</p>	○	災害時の消防団員の安全確保は必要不可欠な取組であることから、北部上北広域事務組合消防本部及び消防署との連携を密にする必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
<p><土砂災害ハザードマップの作成及び防災意識の啓発></p> <p>土砂災害の発生に際し、土砂災害警戒区域周辺住民の円滑な警戒避難を確保するため、土砂災害ハザードマップを作成・公表・配布している。</p>		平時から、災害発生時における警戒避難につながる体制を構築するため、引き続き土砂災害警戒区域や避難場所等が記載されている土砂災害ハザードマップを住民に周知する必要がある。
<p><自主防災組織の設立・活性化支援></p> <p>災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各町内会に設立し、活動の充実強化を図っている。</p>	○	自主防災組織の数は全町内会の1割程度となっていることから、引き続き自主防災組織の設立促進を図るとともに、活動の充実・強化を図っていく必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	避難行動要支援者名簿が最新かどうかの確認と併せて、災害時に円滑に避難できる体制を作る。	町	関係機関数： 令和7年度 3機関 令和12年度 3機関
○	災害時要援護者等の救急対策のため、救急医療情報キット配付について検討を進める。	町	
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。また、近年発生した事案の教訓を踏まえた対応を検討する。	県 町 消防本部	
○	地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を図る。また、効果的な手法を検討しながら、引き続き、PR活動や事業所等への働きかけを行う。	県 町 消防本部	消防団員数： 令和7年度 135人 令和12年度 155人
○	災害時における消防団員の安全を確保するため、津波以外の災害にも対応したマニュアルに見直すとともに、定期的に訓練を実施し、マニュアルの実効性を確保する。	消防本部 町	
○	住民に対する土砂災害警戒区域や避難場所等の周知を図るため土砂災害ハザードマップの更なる周知を図る。	町	
	自主防災組織の設立促進と、活動の活発化に向けて、引き続き、リーダー研修会や防災啓発研修等の取り組みを実施する。	県 町	

リスクシナリオ		
1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>< 防災意識の啓発 ></p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。</p>	○	<p>災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。</p>
<p>< 防災訓練の推進 ></p> <p>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年防災訓練を実施している。また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、各地区の自主防災会も防災訓練に参加している。</p>	○	<p>東日本大震災の教訓を踏まえた津波避難訓練や、近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災会が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。</p>
<p>< 地域防災リーダーの育成 ></p> <p>地域防災リーダーの育成を図るため、県の自主防災組織対象の研修会等に参加している。</p>	○	<p>地域防災力を高めるためには、地域防災の中心となる人材の育成が重要であることから、各地域の自主防災組織や町内会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	町民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	県 町	
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施する。	町	
○	地域防災リーダーの人材育成のため、町内会・自治会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を図る。	町	

事前に備えるべき目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ		
リスクシナリオ 1-5 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【防雪施設の整備】		
< 防雪施設の整備 > 冬期間の安全な道路交通等を確保するため、防雪柵、視線誘導標識等の整備を行っている。		過去に整備した防雪柵、視線誘導標識等に劣化がみられるため、更新事業を進める必要がある。
【道路交通の確保】		
< 除排雪体制の強化 > 降雪等による道路交通の阻害を解消するため、除雪協力業者等の確保に努め、業者間の連携をはかることで効率的な除雪を実施している。		近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応する必要があることから、除雪協力業者を確保するとともに、国・県との連携強化や相互支援体制を構築する必要がある。
【代替交通手段の確保】		
< 代替交通手段の確保 > 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため交通事業者と情報共有を図っている。		災害発生時に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、交通事業者と連携し取り組む必要がある。
【情報通信の確保】		
< 情報通信利用環境の強化 > 災害発生時における情報通信利用環境として、町が管理する施設においてW i - F i サービスを提供している。	○	避難所に指定されている公共施設以外はW i - F i 利用環境が不十分なところが見受けられるため、町が管理する施設のW i - F i 利用環境を充実させる必要がある。
【冬季の防災意識の啓発】		
< 冬季の防災意識の啓発 > 道路への雪出しによる事故や、路上駐車による交通障害を防止するため、広報紙やホームページを通して住民への協力依頼を行っている。		広報紙やホームページを通して道路への雪出しをしないよう呼びかけているが、一部道路への雪出し等が行われているため、周知の方法を検討していく必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	冬期間の安全な道路交通確保のため、対策が必要な箇所を把握し、防雪柵や雪視線誘導標識等の整備や老朽化対策を実施する。	県 町	
○	近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応する必要があることから、除雪協力業者を確保するとともに、国・県・市町村との連携強化や相互支援体制の構築に取り組む。	国 県 町	
○	災害発生時に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、交通事業者と連携し情報共有を図る。	県 町	
○	災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながらW i - F i 利用環境拡大を促進するとともに、町が管理する施設のW i - F i 利用環境の充実を図る。	町 事業者	
	道路への雪出しによる事故や、路上駐車による交通障害を防止するため、今後も広報誌やホームページによる注意喚起を継続するとともに、住民への新たな情報提供や周知の方法等を検討する。	町	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ		
リスクシナリオ 2-1 自衛隊、警察、消防、海上保安部等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【防災関連施設の耐震化・老朽化対策】		
<庁舎等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる庁舎等の耐震化は完了している。	○	防災拠点となる庁舎等の公共施設耐震化は、完了していることから、耐震性を保つため老朽化対策等を行っていく必要がある。
【災害対策本部機能の強化】		
<災害対策本部機能の強化> 大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確に講じるために設置する災害対策本部について、県や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、定期的に図上訓練を実施している。		災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能等について検証し、災害対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。
【関係機関の連携強化・防災訓練の推進】		
<災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化> 災害発生時に県内の消防力では対処できない場合に消防庁を通して出動する緊急消防援助隊を円滑に受け入れるため、青森県緊急消防援助隊受援計画に基づき、当地域の実情を踏まえた受援計画を策定中である。		北海道東北ブロック合同訓練に参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める必要がある。
<医療従事者確保に係る連携体制> 町長は、町内の医師等をもってしても医療、助産及び保管の実施が困難な場合、医療、助産及び保健の実施またはこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣や、必要に応じて災害派遣医療チームの派遣を含め応援を要請することとしている。		災害発生時の保健医療活動を総合調整する県や関係機関との連携を強化していく必要がある。また、受援体制を整える必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	引き続き庁舎等の耐震化・長寿命化を進めるとともに、庁舎等の災害対策機能を確保するため、定期的な点検や適切な修繕等を実施する。	町	
○	災害対策本部機能の充実・強化を図るため、引き続き定期的に訓練を実施し、本部の体制・配置等について検証の上、適宜見直しを行う。	町	
	災害発生時に緊急消防援助隊の受入れを円滑に行うため、引き続き、北海道東北ブロック訓練に参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める。	県 消防本部 町	
○	災害発生時の医療提供体制を確保するため、県や関係機関との連携体制を強化する。また、災害時における関係機関との被災情報の共有化を図るためのハード及びソフトの整備について検討していく。	県 町 連携町村	

リスクシナリオ		
2-1 自衛隊、警察、消防、海上保安部等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><総合防災訓練の実施></p> <p>大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。</p>		<p>近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制のさらなる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。</p>
<p><図上訓練の実施></p> <p>当町においては、総合防災訓練や情報伝達訓練等を行っているが、図上訓練については現時点で実施していない。</p>		<p>災害時における即応力を高めるため、今後、図上訓練の実施を検討する必要がある。</p>
【救急・救助活動等の体制強化】		
<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	○	<p>大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p>
<p><消防団の充実></p> <p>町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、女性消防団員の入団を含め団員確保のため、PR活動や事業所等への働きかけを行う。</p>	○	<p>近年、消防団員は減少傾向であることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。</p>
<p><救急・救助活動等の体制強化></p> <p>災害発生時における救命率の向上を図るため、定期的実施している地域メディカルコントロール協議会事例検討会や各種講習会を活用し、救急救命士及び救急隊員に対する指示・指導・助言体制の充実を図っている。また、救急救命士の新規育成を継続するとともに、救急救命士再教育要領に基づき救急救命士の再教育を実施している。救急救命士以外の消防職員に対しても、救急に係る専門的知識・技能を習得させ、災害発生時に適切な救急活動を実施できるよう各所属の業務の中で教育訓練を実施している。</p> <p>災害発生時の救助体制のさらなる充実を図るため、北部上北広域事務組合消防救助規程に基づき、令和6年9月1日に北部上北広域事務組合救助隊員認定要綱及び北部上北広域事務組合救助隊員認定要綱教育訓練実施要領を制定、施行され、救助隊員を育成している。</p>		<p>災害発生時の救急・救助体制のさらなる充実を図るため、救急救命士の新規育成及び資質向上のための再教育を継続する必要がある。また、救急救命士以外の消防職員が救急、救助活動に係る技術、知識をしっかりと習得できるよう継続的かつ効果的な教育及び訓練を実施する必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加のもと、より実効性の高い総合防災訓練を実施する。	町 消防本部 水道企業団	
	災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営できるよう、また、防災関係機関と連携し適切な応急対策が実施できるよう、定期的に図上訓練を実施する。	町	
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。また、近年発生した事案の教訓を踏まえた対応を検討する。	県 町 消防本部	
○	地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を図る。また、効果的な手法を検討しながら、引き続き、PR活動や事業所等への働きかけを行う。	県 町 消防本部	消防団員数： 令和7年度 135人 令和12年度 155人
○	災害発生時の救急体制の更なる充実を図るため、救急救命士の新規育成を継続するとともに、指導救命士等による再教育を進め、資質向上を図る。また、救急救命士以外の消防職員についても、救急・救助活動に必要な技術や知識を確実に習得できるよう、継続的かつ効果的な教育訓練を実施し、災害対応力の強化を図っていく。	消防本部 町	

リスクシナリオ		
2-1 自衛隊、警察、消防、海上保安部等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【支援物資等の供給体制の確保】		
<災害応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。		災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する必要がある。特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。
<救援物資等の受援体制の構築> 災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。		協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっていないため、これらを具体化する必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
<防災意識の啓発> 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。	○	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。
<防災訓練の推進> 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年防災訓練を実施している。また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、各地区の自主防災会も防災訓練に参加している。	○	東日本大震災の教訓を踏まえた津波避難訓練や、近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災会が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。
<自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各町内会に設立し、活動の充実強化を図っている。	○	自主防災組織の数は全町内会の1割程度となっていることから、引き続き自主防災組織の設立促進を図るとともに、活動の充実・強化を図っていく必要がある。
<地域防災リーダーの育成> 地域防災リーダーの育成を図るため、県の自主防災組織対象の研修会等に参加している。	○	地域防災力を高めるためには、地域防災の中心となる人材の育成が重要であることから、各地域の自主防災組織や町内会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続きを運営マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていくとともに、他自治体の応援職員を円滑に受入れるため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を図る。また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	町	
	物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討の上、受援体制を構築する。	町	
	町民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	県 町	
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施する。	町	
	自主防災組織の設立促進と、活動の活発化に向けて、引き続き、リーダー研修会や防災啓発研修等の取り組みを実施する。	県 町	
○	地域防災リーダーの人材育成のため、町内会・自治会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を図る。	町	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ		
リスクシナリオ 2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【緊急車両・病院に対する燃料の確保】		
<石油燃料供給の確保> 青森県石油商業組合上北支部横浜ブロックとの間に災害時の石油燃料の供給に関する協定を締結し、災害時に備えた石油燃料の備蓄と、町の要請による優先供給を図っている。また、県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる医療機関、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。		災害発生時においては青森県石油商業組合との協定が有効に機能するよう、引き続き、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。
<緊急車両等への燃料供給の確保> 災害発生時において、緊急車両や災害対応に従事する車両等への燃料を確保するため、青森県石油商業組合上北支部横浜ブロックと石油燃料の優先供給に係る協定を締結している。		災害発生時において、緊急車両等への燃料の優先供給を確保するため、青森県石油商業組合上北支部横浜ブロックとの連携体制を維持する必要がある。
<医療施設の燃料等確保> 災害発生時において、緊急車両や災害対応に従事する車両等への燃料を確保するため、県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。		災害発生時において、燃料の優先供給を確保するため、引き続き青森県石油商業組合との連携体制を維持する必要がある。
【防災ヘリコプターの運航の確保】		
<防災ヘリコプターの連絡体制の確立> 災害が発生した場合は、青森県防災航空センターへ通報することとしている。		大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう関係機関相互の連携・協力体制を確立し、遭難事故の未然防止のため、各種媒体による広報活動を行う必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、供給対象・連絡体制に係る情報更新等を行う。	県 町	
○	災害発生時において協定に基づき緊急車両等への燃料の優先確保できるよう、引き続き、連絡体制に係る情報更新を行う。	町	
○	不測の事態に備え、近隣町村の石油商業組合への依頼や県内外の備蓄在庫のある業者からの調達等も視野に、調達先のリスト化など、燃料確保のための取り組みを進める。	県	
○	大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう関係機関相互の連携・協力体制を確立し、遭難事故の未然防止のため、各種媒体による広報活動を行う。	県	

リスクシナリオ		
2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送経路を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策。道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する必要がある。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	○	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
<農道等の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。令和6～8年度には有畑農道の整備を進めるなど、計画的な維持管理と機能強化に取り組んでいる。	○	整備後、相当の年数を経過している農道もあることから、点検等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
【病院・福祉施設等の耐震化】		
<社会福祉施設等の耐震化> 昭和56年の新耐震基準以後に建築されている。建築基準法第12条第1項による定期検査を実施している。しかし、現状耐震改修や老朽化への対応は行っていない。	○	施設の老朽化状況を確認し、改修工事などを行っていく必要がある。
【災害発生時における医療提供体制の構築】		
<災害時医療の連携体制> 災害の発生に備えて、町内の医療法人蛸慈会菜の花クリニックと医療救護活動についての協定を締結している。		引き続き、町内の医療法人蛸慈会菜の花クリニックと連携していく必要がある。
<医療従事者確保に係る連携体制> 町長は、町内の医師等をもってしても医療、助産及び保管の実施が困難な場合、医療、助産及び保健の実施またはこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣や、必要に応じて災害派遣医療チームの派遣を含め応援を要請することとしている。	○	災害発生時の保健医療活動を総合調整する県や関係機関との連携を強化していく必要がある。また、受援体制を整える必要がある。
<お薬手帳の利用啓発> 災害時に医療従事者が不足する場合においても、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けられるよう、「お薬手帳」の携帯について普及啓発を図っている。		持病を抱える住民の災害時のお薬手帳の活用・携行について引き続き啓発していく必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町	
○	必要な改良や計画的な老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町	個別施設ごとの長寿命化計画 (農道橋)の策定数： 令和7年度 3橋 令和12年度 3橋
○	社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き、耐震改修や改築の実施を促進する。	県 町 社会福祉法人等	
○	関係機関からの支援及び派遣要請にどのようなものが予想されるかを検討の上、マニュアルの見直しを進める。また、大規模災害発生時に町の救護班が不足した場合に備え、防災訓練の実施などにより、公的な医療機関や医師会との連携体制を強化する。	病院 町	
○	災害発生時の医療提供体制を確保するため、県や関係機関との連携体制を強化する。また、災害時における関係機関との被災情報の共有化を図るためのハード及びソフトの整備について検討していく。	県 町 連携町村	
	持病を抱える住民の災害時のお薬手帳の活用・携行について引き続き啓発していく。	県 町 薬剤師会	

リスクシナリオ		
2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><保健医療の連携体制></p> <p>災害の発生に備えて、町内の医療法人蛸慈会菜の花クリニックと医療救護活動についての協定を締結している。</p>		引き続き、町内の医療法人蛸慈会菜の花クリニックと連携していく必要がある。
<p><応急手当等の普及啓発></p> <p>災害時に地域の相互扶助による応急手当等を普及啓発するため、個人、自主防災組織及び職場などの団体は、管轄する消防署において救命講習を実施している</p>		相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等に対応する体制を構築し、医療にかかる負担を軽減させていく必要がある。
<p><医療機関における水源の確保></p> <p>医療機関において平時からの地下水の活用など、非常時の水源の確保について取り組みは行っていない。</p>		人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平時からの地下水活用など水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築していく必要がある。
【避難者の健康対策】		
<p><避難所外避難者の把握等の対策></p> <p>迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備等の取り組みはなされていない。</p>		車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係機関との協力体制を構築する必要がある。
<p><長期間にわたる避難生活対策></p> <p>災害発生時における被災者の健康管理を行うための対策は検討されていない。</p>		主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。
【要配慮者への支援等】		
<p><要配慮者等への支援></p> <p>町長は、町内の医療・助産・保健体制では対応が困難な場合、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請するほか、必要に応じて知事へ自衛隊の災害派遣や災害派遣医療チームの派遣を求めることとしている。また、平時からの備えとして、災害発生時における支援のための名簿作成や現状把握を進め、家庭訪問等を通じてすべての要配慮者（難病疾患等）について個別避難計画の作成と精査を進めている。</p>		災害発生時の保健医療活動を総合調整する県や関係機関との連携を強化していく必要がある。また、受援体制を整える必要がある。 平時からの備えとして、要配慮者（難病疾患等）の課題の把握や個別計画を策定し定期的に確認する必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	引き続き、町内の医療法人蛸慈会菜の花クリニックと連携して災害発生時に備えた協力体制を維持し、地域の医療支援体制を確保する。	県 町	
	災害時に多く発生する軽傷者には地域の相互扶助による応急手当で対応し、医療機関の負担を軽減する体制が重要である。平時から個人、自主防災組織及び団体は管轄する消防署で救命講習を受講し、応急手当の普及を進めることで地域の対応力向上を図っていく。	消防本部 町	
	災害時に大量の衛生的な水を必要とする医療機関の機能を維持するため、平時から地下水活用を含む水源の多重化を進め、関係機関が連携して優先的な水道復旧につなげる協力体制を整備していく。	県 町	
	災害発生時の迅速な被災者支援のため、被災者台帳等の作成準備を進める。あわせて、車中など避難所以外へ避難した人を把握・支援できるよう、関係機関との情報共有体制を構築し、円滑な支援に備える。	県 町	
	災害発生時の被災者の健康管理に向け、これまで検討が進んでいなかった対策を整備する。主に急性期から亜急性期にかけて感染症や静脈血栓塞栓症、ストレス性疾患の多発を防ぐとともに、復興段階でのトラウマや喪失体験、将来不安などによる健康被害を防ぐため、保健所、行政、医療関係者、NPO、地域住民が連携し、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。	町	
○	災害発生時における要配慮者の支援体制の整備に向けて、県は災害福祉支援チーム（DCAT）の養成研修を実施するとともに、県外からの支援受入体制について検討する。町は、県のDCAT派遣体制整備に協力しつつ、関係機関との連携を強化し、平時から要配慮者の課題把握や個別計画の確認を進める。	県 町	個別避難計画作成者： 令和7年度 21人 令和12年度 21人

リスクシナリオ		
2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><男女のニーズの違いに配慮した支援></p> <p>男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を構築するため、地域住民や避難所となる町内会、自主防災会の参加のもと実施している避難所設置訓練において、男女のニーズの違いに配慮したシナリオを取り入れている。</p>		<p>避難所等では、生活環境が変化し、性別により役割分担がなされる傾向にあるなど、様々な不安や悩みを抱えることが考えられることから、男女のニーズを的確に把握し、それぞれに配慮した支援を行う必要がある。</p>
<p><心のケア体制の確保></p> <p>災害時には医師、保健師、看護師等の救護班による健康相談や心のケアの実施に努めることとしている。</p>		<p>被災時は、平常時より強いストレスにさらされて、誰でも心身の反応や症状があらわれることがあるため、災害時のストレスに対応する方法も含めた心の健康づくりを推進していくため、医師、保健師、看護師等の連携体制を構築する必要がある。</p>
<p><児童生徒の心のサポート></p> <p>被災による急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害等の発症が心配される児童生徒等の心のケアを行うため、県のスクールカウンセラーの派遣等を行っている。</p>		<p>スクールカウンセラーの確保が課題となっていることから、災害発生時の迅速な対応や複数の学校への派遣など、児童生徒等の心のサポート体制を確保するため、計画的な拡充を進める必要がある。</p>
<p><外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化></p> <p>外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制として、町が管理する施設等においてWi-Fiサービスを提供している。</p>		<p>町が管理する施設等のWi-Fi環境を充実させるとともに、観光施設等においてWi-Fiサービスの利用環境が不十分な箇所が見受けられるため、利用範囲の拡大等の取組を促進する必要がある。</p>
【動物救護対策】		
<p><動物救護対策></p> <p>現時点では取り組みは行われていない。</p>		<p>ペットの飼養に関する正しい知識やペットのしつけが十分でない場合、災害時のペットとの同行避難や避難所での適切な飼養が難しくなることがあるため、ペットの災害対策の意義や平時から行う対策、災害時の行動等について、普及啓発を図る必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を構築するため、引き続き、男女のニーズの違いに配慮した避難所運営訓練等を実施していく。	町	
	災害時のストレスへの対応を含めた心の健康づくりを推進するため、医師、保健師、看護師等の連携体制の構築を図る。	県 町	
	被災児童生徒等に対する心のサポートについて、災害発生時における迅速な対応が可能となるよう、引き続き、児童生徒等の心をケアする体制整備を図る。	県 町	
	町が管理する施設等のWi-Fi環境を充実させるとともに、観光施設等においてWi-Fiサービスの利用範囲の拡大を促進する。	県 町	
	災害発生時におけるペットの同行避難や平時の備え等について普及啓発を図るため広報誌やホームページへの掲載、パンフレットの作成等により周知するとともに飼い主に対してペットの適切な飼養に関する助言・指導を行う。また、住民に対する理解促進のため、防災訓練等の機会に同行避難を想定した訓練を実施する。	県 町	

<p>事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ</p>		
<p>リスクシナリオ</p> <p>2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</p>		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>【住宅・施設・学校等の耐震化】</p>		
<p><住宅・建築物の耐震化による地震対策></p> <p>町民に対し、住宅の耐震診断及び耐震改修の必要性等についての普及・啓発を行うとともに、木造住宅の耐震診断及び耐震改修への支援制度や有利な融資制度の周知を行っている。</p>	○	<p>平成26年時点の住宅の耐震化率は75.4%であり、依然、耐震化が行われていない住宅があることから、耐震化を一層促進する必要がある。</p>
<p><老朽化した公営住宅の建替等による防災・減災対策></p> <p>老朽化施設の計画的な建替えや需要動向を把握しながら新たな町営住宅の建設推進を図る。</p>	○	<p>本町における賃貸住宅市場の形成及び住宅に困窮する低所得者への住宅供給、また、町民全体に対する居住のセーフティネットを担うため、町営住宅の適正戸数の確保と居住水準の向上を目指す必要がある。</p>
<p><社会福祉施設等の耐震化></p> <p>昭和56年の新耐震基準以後に建築されている。建築基準法第12条第1項による定期検査を実施している。しかし、現状耐震改修や老朽化への対応は行っていない。</p>	○	<p>施設の老朽化状況を確認し、改修工事などを行っていく必要がある。</p>
<p><公立学校施設等の耐震化・老朽化対策></p> <p>児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難所等としての役割を果たす公立学校施設及び公民館の地震等に対する安全性を向上させるため、施設の耐震化・老朽化対策に取り組んでいる。</p>	○	<p>公立学校施設については、経年劣化による外壁等の損耗がある施設があるため、老朽化対策が必要である。公民館等については、耐震化が図られていない施設や経年劣化による損耗がある施設があるため、引き続き耐震化や老朽化対策が必要である。</p>
<p>【避難場所の指定・確保】</p>		
<p><指定緊急避難場所及び指定避難所の指定></p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞り場所となる指定避難所の確保を図っている。</p>	○	<p>令和2年4月現在で12の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めていく必要がある。</p>
<p><福祉避難所の確保></p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている社会福祉避難所確保のため社会福祉法人貴望会、株式会社東北産業と協定を締結している。現時点で4施設を指定している。</p> <p>GHみほの（1床） 特別養護老人ホーム（10床） GHよこはま荘（5床） 有料老人ホームよこはま（15床）</p>	○	<p>避難所対象者が約60名であり、避難所の受け入れ可能人数を超えているため、受け入れ態勢の強化が必要である。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	住宅の耐震化を一層促進するため、引き続き、木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助等を実施する。また、住民が耐震化に関する相談や情報提供が受けられる体制を充実させるとともに、積極的な普及啓発を行い、住民の防災意識の醸成につながる取組を推進する。	県 町	
○	町営住宅の適正戸数の確保と居住水準の向上を図る。また、引き続き、計画的かつ効率的に公営住宅の耐震化や老朽化対策を推進する。	県 町	
○	社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き、耐震改修や改築の実施を促進する。	県 町 社会福祉法人等	
○	利用者の安全確保及び避難場所としての防災機能の強化を図るため、引き続き、耐震補強及び老朽改修などを実施する。	県 町	
○	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。	町	
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう引き続き、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者に参画を促すなど、施設福祉避難所の拡大に取り組む。また、福祉避難所の所在について、広報誌やホームページ等により住民への周知を図る。	町 事業所	福祉避難所協定機関数： 令和7年度 4施設 令和12年度 4施設

リスクシナリオ		
2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><防災公共の推進></p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取り組みである「防災公共」を県と一体となって推進している。地区毎の取り組みが掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	○	<p>災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実にを行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。</p>
<p><福祉施設・学校施設等の安全対策></p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	○	<p>災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。</p>
【支援物資等の供給体制の確保】		
<p><非常物資の備蓄></p> <p>町では、災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、防災倉庫に飲料水、アルファ米等を備蓄している。また、災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、県及び町では、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料を備蓄するよう啓発している。さらに、県及び町は、災害発生時における食料、飲料水、日用品等の物資供給に関する協定を横浜町商工会と締結し、災害発生時に事業者等が製造・調達することが可能な物資の提供を受ける流通在庫備蓄を進めている。</p>		<p>引き続き、公的備蓄を進めていくとともに、住民等に家庭内備蓄について啓発する必要がある。また、スーパー、飲料水メーカー等との物資供給に関する協定をさらに推進するなど備蓄の確保を図る必要がある。</p>
<p><災害用医薬品等の確保></p> <p>災害発生時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、必要事項を地域防災計画で定めているほか、薬局等と医薬品の供給に関する協定を締結している。なお、医薬品や医療機器、医療用ガス等が不足する場合は、県が関係団体等と供給協定等を締結していることから、県へ供給要請を行うこととしている。</p>		<p>災害発生時に救護班が使用する医薬品等の確保に向けて、協定等が有効に機能するよう、引き続き、関係機関等と連携していく必要がある。</p>
<p><避難所における水等の確保></p> <p>断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能となるように、水道事業者においては応急給水のための体制を整えるとともに、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図っている。</p>		<p>断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図る必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>災害発生時に集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を最優先に孤立集落をつくらぬ視点と「逃げる」という発想を重視し、県と一体で青森県独自の防災公共を推進する。また、地区ごとの計画に基づき危険箇所等を把握するとともに、住民参加の避難訓練で避難経路・避難場所の有効性を検証し、速やかな避難につなげる。</p>	<p>県 町</p>	
○	<p>避難計画の作成を着実に進めるため、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。</p>	<p>県 町 事業者</p>	
○	<p>食料を備蓄するよう、引き続き啓発するとともに、災害発生時に食料調達に関する協定の締結を推進していく。また、住民の3日分の食料備蓄を基本としつつも、これを一層促進する取り組みや、住民の備蓄を補完する県及び町の備蓄目標、役割分担等、これからの県全体としての災害備蓄の在り方について検討し、推進する。</p>	<p>県 町</p>	
○	<p>災害発生時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、防災訓練の実施などにより、関係機関等との連携体制を強化していく。</p>	<p>県 事業者 町</p>	
○	<p>断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保できるよう、引き続き、水道事業者において応急給水体制を整えとともに、災害用備蓄資材の備蓄を進める。</p>	<p>水道企業団</p>	

リスクシナリオ		
2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【災害時医療の連携体制の確保】		
<災害時医療の連携体制> 災害の発生に備えて、町内の医療法人蛸慈会菜の花クリニックと医療救護活動についての協定を締結している。	○	引き続き、町内の医療法人蛸慈会菜の花クリニックと連携していく必要がある。
<お薬手帳の利用啓発> 災害時に医療従事者が不足する場合においても、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けられるよう、「お薬手帳」の携帯について普及啓発を図っている。		持病を抱える住民の災害時のお薬手帳の活用・携行について引き続き啓発していく必要がある。
<保健医療の連携体制> 災害の発生に備えて、町内の医療法人蛸慈会菜の花クリニックと医療救護活動についての協定を締結している。		引き続き、町内の医療法人蛸慈会菜の花クリニックと連携していく必要がある。
<応急手当等の普及啓発> 災害時に地域の相互扶助による応急手当等を普及啓発するため、個人、自主防災組織及び職場などの団体は、管轄する消防署において救命講習を実施している		相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等に対応する体制を構築し、医療にかかる負担を軽減させていく必要がある。
<医療機関における水源の確保> 医療機関において平時からの地下水の活用など、非常時の水源の確保について取り組みは行っていない。		人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平時からの地下水活用など水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築していく必要がある。
【避難者の健康対策】		
<避難所外避難者の把握等の対策> 迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備等の取り組みはなされていない。	○	車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係機関との協力体制を構築する必要がある。
<長期間にわたる避難生活対策> 災害発生時における被災者の健康管理を行うための対策は検討されていない。	○	主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。
<避難所等における熱中症予防対策の強化> 災害発生時の避難所における熱中症予防対策のため、必要な物資等の備蓄について検討している。また、熱中症特別警戒アラート等の情報を配信している。		避難者等の熱中症を防止するため、夏季において開設された避難所等における熱中症予防対策を実施する必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	関係機関からの支援及び派遣要請にどのようなものが予想されるかを検討の上、マニュアルの見直しを進める。また、大規模災害発生時に町の救護班が不足した場合に備え、防災訓練の実施などにより、公的な医療機関や医師会との連携体制を強化する。	病院 町	
	持病を抱える住民の災害時のお薬手帳の活用・携行について引き続き啓発していく。	県 町 薬剤師会	
	引き続き、町内の医療法人蛸慈会菜の花クリニックと連携して災害発生時に備えた協力体制を維持し、地域の医療支援体制を確保する。	県 町	
	災害時に多く発生する軽傷者には地域の相互扶助による応急手当で対応し、医療機関の負担を軽減する体制が重要である。平時から個人、自主防災組織及び団体は管轄する消防署で救命講習を受講し、応急手当の普及を進めることで地域の対応力向上を図っていく。	消防本部 町	
	災害時に大量の衛生的な水を必要とする医療機関の機能を維持するため、平時から地下水活用を含む水源の多重化を進め、関係機関が連携して優先的な水道復旧につなげる協力体制を整備していく。	県 町	
	災害発生時の迅速な被災者支援のため、被災者台帳等の作成準備を進める。あわせて、車中など避難所以外へ避難した人を把握・支援できるよう、関係機関との情報共有体制を構築し、円滑な支援に備える。	県 町	
	災害発生時の被災者の健康管理に向け、これまで検討が進んでいなかった対策を整備する。主に急性期から亜急性期にかけて感染症や静脈血栓塞栓症、ストレス性疾患の多発を防ぐとともに、復興段階でのトラウマや喪失体験、将来不安などによる健康被害を防ぐため、保健所、行政、医療関係者、NPO、地域住民が連携し、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。	町	
	災害発生時の避難所における熱中症を防止するため、夏季に開設される避難所で熱中症予防対策を実施する。あわせて、必要な物資の備蓄を進めるとともに、熱中症特別警戒アラートなどの情報を配信し、避難者の安全を確保する。	町	

リスクシナリオ		
2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【要配慮者等への支援】		
<要配慮者等への支援> 町長は、町内の医療・助産・保健体制では対応が困難な場合、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請するほか、必要に応じて知事へ自衛隊の災害派遣や災害派遣医療チームの派遣を求めることとしている。また、平時からの備えとして、災害発生時における支援のための名簿作成や現状把握を進め、家庭訪問等を通じてすべての要配慮者（難病疾患等）について個別避難計画の作成と精査を進めている。	○	災害発生時の保健医療活動を総合調整する県や関係機関との連携を強化していく必要がある。また、受援体制を整える必要がある。 平時からの備えとして、要配慮者（難病疾患等）の課題の把握や個別計画を策定し定期的に確認する必要がある。
<男女のニーズの違いに配慮した支援> 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を構築するため、地域住民や避難所となる町内会、自主防災会の参加のもと実施している避難所設置訓練において、男女のニーズの違いに配慮したシナリオを取り入れている。	○	避難所等では、生活環境が変化し、性別により役割分担がなされる傾向にあるなど、様々な不安や悩みを抱えることが考えられることから、男女のニーズを的確に把握し、それぞれに配慮した支援を行う必要がある。
<心のケア体制の確保> 災害時による石、保健師、看護師等の救護班による健康相談や心の軽の実施に努めることにしている。	○	被災時は、平常時より強いストレスにさらされて、誰でも心身の反応や症状があらわれることがあるため、災害時のストレスに対応する方法も含めた心の健康づくりを推進していくため、医師、保健師、看護師等の連携体制を構築する必要がある。
<児童生徒の心のサポート> 被災による急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害等の発症が心配される児童生徒等の心のケアを行うため、県のスクールカウンセラーの派遣等を行っている。	○	スクールカウンセラーの確保が課題となっていることから、災害発生時の迅速な対応や複数の学校への派遣など、児童生徒等の心のサポート体制を確保するため、計画的な拡充を進める必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>災害発生時における要配慮者の支援体制の整備に向けて、県は災害福祉支援チーム（DCAT）の養成研修を実施するとともに、県外からの支援受入体制について検討する。町は、県のDCAT派遣体制整備に協力しつつ、関係機関との連携を強化し、平時から要配慮者の課題把握や個別計画の確認を進める。</p>	<p>県 町</p>	<p>個別避難計画作成者： 令和7年度 21人 令和12年度 21人</p>
	<p>男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を構築するため、引き続き、男女のニーズの違いに配慮した避難所運営訓練等を実施していく。</p>	<p>町</p>	
	<p>災害時のストレスへの対応を含めた心の健康づくりを推進するため、医師、保健師、看護師等の連携体制の構築を図る。</p>	<p>県 町</p>	
	<p>被災児童生徒等に対する心のサポートについて、災害発生時における迅速な対応が可能となるよう、引き続き、児童生徒等の心をケアする体制整備を図る。</p>	<p>県 町</p>	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ		
リスクシナリオ 2-4 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【支援物資等の供給体制の確保】		
<非常物資の備蓄> 町では、災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、防災倉庫に飲料水、アルファ米等を備蓄している。また、災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、県及び町では、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料を備蓄するよう啓発している。さらに、県及び町は、災害発生時における食料、飲料水、日用品等の物資供給に関する協定を横浜町商工会と締結し、災害発生時に事業者等が製造・調達することが可能な物資の提供を受ける流通在庫備蓄を進めている。	○	引き続き、公的備蓄を進めていくとともに、住民等に家庭内備蓄について啓発する必要がある。また、スーパー、飲料水メーカー等との物資供給に関する協定をさらに推進するなど備蓄の確保を図る必要がある。
<災害発生時の物流インフラの確保> 災害発生時における避難所への救援物資等の円滑な輸送を確保するため、災害発生時に利用する輸送経路等について、県と連携しながら、道路等の物流インフラの強化策を検討している。		大規模災害発生時に、輸送経路等の寸断などにより物流機能の低下が懸念されることから、災害に強い物流インフラを確保する必要がある。
<石油燃料供給の確保> 青森県石油商業組合上北支部横浜ブロックとの間に災害時の石油燃料の供給に関する協定を締結し、災害時に備えた石油燃料の備蓄と、町の要請による優先供給を図っている。また、県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる医療機関、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。	○	災害発生時には青森県石油商業組合との協定が有効に機能するよう、引き続き、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。
<避難所等への燃料等供給の確保> 青森県石油商業組合上北支部横浜ブロック及び一般社団法人青森県エルピーガス協会との間に災害時の燃料供給に関する協定を締結し、災害時に町の要請による優先供給を図っている。		災害発生時には協定が有効に機能するよう、引き続き、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。
<災害応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。	○	災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する必要がある。特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	食料を備蓄するよう、引き続き啓発するとともに、災害発生時に食料調達に関する協定の締結を推進していく。また、住民の3日分の食料備蓄を基本としつつも、これを一層促進する取り組みや、住民の備蓄を補完する県及び町の備蓄目標、役割分担等、これからの県全体としての災害備蓄の在り方について検討し、推進する。	県 町	
○	災害発生時に救援物資等の円滑な輸送を確保するため、県が進めている防災物流インフラ強化計画の策定に協力するとともに計画策定後は、本計画に基づき県と連携しながら危険箇所対策を進めていく。	県 町	
○	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、供給対象・連絡体制に係る情報更新等を行う。	県 町	
○	災害発生時において、協定に基づき円滑に燃料が供給されるよう、引き続き、連絡体制に係る情報更新等を行う。	町	
○	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続きを運営マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていくとともに、他自治体の応援職員を円滑に受け入れるため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を図る。また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	町	

リスクシナリオ		
2-4 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>< 救援物資等の受援体制の構築 ></p> <p>災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。</p>	○	<p>協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっていないため、これらを具体化する必要がある。</p>
<p>< 要配慮者等への支援 ></p> <p>町長は、町内の医療・助産・保健体制では対応が困難な場合、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請するほか、必要に応じて知事へ自衛隊の災害派遣や災害派遣医療チームの派遣を求めていることとしている。また、平時からの備えとして、災害発生時における支援のための名簿作成や現状把握を進め、家庭訪問等を通じてすべての要配慮者（難病疾患等）について個別避難計画の作成と精査を進めている。</p>	○	<p>災害発生時の保健医療活動を総合調整する県や関係機関との連携を強化していく必要がある。また、受援体制を整える必要がある。</p> <p>平時からの備えとして、要配慮者（難病疾患等）の課題の把握や個別計画を策定し定期的に確認する必要がある。</p>
<p>< 災害用医薬品等の確保 ></p> <p>災害発生時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、必要事項を地域防災計画で定めているほか、薬局等と医薬品の供給に関する協定を締結している。なお、医薬品や医療機器、医療用ガス等が不足する場合は、県が関係団体等と供給協定等を締結していることから、県へ供給要請を行うこととしている。</p>	○	<p>災害発生時に救護班が使用する医薬品等の確保に向けて、協定等が有効に機能するよう、引き続き、関係機関等と連携していく必要がある。</p>
【防災拠点の整備】		
<p>< 防災拠点の整備 ></p> <p>大規模災害時に警察、消防、自衛隊等から派遣される要員の活動拠点及び救援物資の保管等のため、道の駅「菜の花プラザ」等を防災拠点として地域防災計画に位置付け、大規模災害時における即応力の強化を図っている。</p>		<p>寒冷地であることを踏まえ、降雪時にも対応可能な施設の整備が必要である。</p>
【水道施設の防災対策】		
<p>< 水道施設の耐震化・老朽化対策 ></p> <p>災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めている。</p>	○	<p>人口減少を踏まえた計画の策定や、アセットマネジメント（資産管理）を活用し、施策を推進する必要がある。</p>
<p>< 応急給水資機材の整備 ></p> <p>断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能となるように、水道事業者においては応急給水のための体制を整えるとともに、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図っている。</p>		<p>断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図る必要がある。</p>
<p>< 水道施設の応急対策 ></p> <p>災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水が可能となるように、水道事業者においては応急復旧のための体制を整えるとともに、災害用備蓄資材（応急復旧）の整備を図っている。</p>		<p>災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水を再開するため、災害用備蓄資材（応急復旧）の整備を図る必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討の上、受援体制を構築する。	町	
○	災害発生時における要配慮者の支援体制の整備に向けて、県は災害福祉支援チーム（DCAT）の養成研修を実施するとともに、県外からの支援受入体制について検討する。町は、県のDCAT派遣体制整備に協力しつつ、関係機関との連携を強化し、平時から要配慮者の課題把握や個別計画の確認を進める。	県 町	個別避難計画作成者： 令和7年度 21人 令和12年度 21人
○	災害発生時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、防災訓練の実施などにより、関係機関等との連携体制を強化していく。	県 事業者 町	
○	道の駅「菜の花プラザ」等を防災拠点として、避難者の受入、防災関係機関の活動拠点、救援物資集積場所、備蓄倉庫等として活用を図る。	町	
○	災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化を進め、水道事業の広域化や広域連携による経営の効率化等を推進する。	水道企業団	
	断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、必要に応じ、応急給水体制の見直し及び災害用備蓄資材（応急給水）の更新を図る。	水道企業団	
○	災害時に水道施設及び管路に被害が発生しても速やかに給水を再開するため、引き続き、必要に応じ、応急復旧体制の見直し及び災害用備蓄資材（応急復旧）の更新を図る。	水道企業団	

リスクシナリオ		
2-4 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送経路を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策。道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する必要がある。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	○	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
<農道等の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。令和6～8年度には有畑農道の整備を進めるなど、計画的な維持管理と機能強化に取り組んでいる。	○	整備後、相当の年数を経過している農道もあることから、点検等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】		
<鉄道施設等の耐災害性の確保・体制の整備> 海に面する当村の立地特性を生かし、災害発生時には漁港を利用した輸送確保を検討している。また、県においても漁港施設の利活用について検討を行っている。		災害発生時の港湾の活用を検討するとともに、日常的な港湾施設の点検により維持管理を行うほか、補修・改良など老朽化対策に取り組む必要がある。
【港湾・漁港の防災対策】		
<漁港施設の耐震化・老朽化対策> 漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。令和2年度には百目木漁港の北防砂堤を整備し、令和8年度以降は源氏ヶ浦漁港の西護岸の補修を予定するなど、必要な施設更新を段階的に実施している。	○	町管理の漁港について、過去に整備された施設の中には老朽化している施設もあることから、本漁港の機能が引き続き発揮できるよう、漁港施設の長寿命化を講じる必要がある。また、災害発生時における漁港を利用した輸送確保も視野に入れ、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行う必要がある。
<農林水産業施設の耐震化・老朽化対策> 機能不全による被害発生を防止するため、県と連携を図りながら、補強・改修等を実施している。	○	引き続き、県と連携し、安全性を強化・確保するため、定期的な修繕や維持管理に努める必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町	
○	必要な改良や計画的な老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町	個別施設ごとの長寿命化計画 (農道橋)の策定数： 令和7年度 3橋 令和12年度 3橋
○	災害発生時には、海に面する立地を生かし漁港を活用した輸送確保を検討しており、県でも漁港施設の利活用を進める。あわせて、日常的な港湾施設の点検や補修・改良などの老朽化対策にも取り組む。	県 鉄道事業者	
	災害発生時の海路による輸送を確保するため、港湾施設の老朽化対策を進めるとともに、町管理の漁港を含む漁港施設についても、老朽化した施設の長寿命化や機能強化を計画的に実施し、必要な機能を維持できる体制を整える。また、漁港を活用した輸送確保も視野に入れ、平時から施設整備を着実に進めていく。	県 町	
	機能不全による被害発生の防止を図るため、耐震化・長寿命化を進めるとともに、定期的な点検や適切な修繕等を実施する。	県 町	

リスクシナリオ		
2-4 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【食料生産体制の強化】		
<p><食料生産体制の強化></p> <p>農業については、耕作放棄地の発生及び拡大防止と、農業の生産性向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、耕作放棄地の再生利用の取組を支援している。漁業については、主力魚種であるホタテ、ナマコの水揚量の増加を図るため、生産者に対する働きかけを行っている。また、県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害枠」について、罹災中小企業の負担を軽減し、早期再建を支援するため、信用保証料を補給している。</p>		<p>農業については、水稻、野菜、畑作物等の多彩な農業生産が行われ、災害発生時においても農産物が安定供給できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。漁業については、罹災した企業が早期に事業を再開できるよう、県の災害融資制度と連携を図る必要がある。また、政府系金融機関等からの借入れに必要となる被災証明書を迅速に発行できる体制を整備する必要がある。</p>
<p><農産物生産等に必要施設・機械等の整備対策></p> <p>産地力の強化のためのパイプハウスの整備や省力化を目的とした農業用機械の導入等を実施する必要がある農業者へ支援を実施している。</p>		<p>安定した農業生産を確保するためには、平時から営農基盤の強化が必要であることから、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を引き続き実施する必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>農業については、水稻、野菜、畑作物等の多彩な農業生産が行われ、災害発生時においても農産物が安定供給できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化を図る。漁業については、罹災した企業が早期に事業を再開できるよう、県の災害融資制度と連携を図る。また、政府系金融機関等からの借入れに必要な被災証明書を迅速に発行できる体制を整備する。</p>	町	<ul style="list-style-type: none"> ・ホタテ生産量 ・ナマコ生産量： <p>令和7年度 ホタテ2,130 t ナマコ17.7 t 令和12年度 ホタテ5,600 t ナマコ5.5 t</p>
	<p>安定した農業生産を確保するため、引き続きパイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を実施し、営農基盤の強化を図る。</p>	町	<p>農業産出額（企業農業算出も含む）：</p> <p>令和5年度 1,227千万円 令和12年度 1,738千万円</p>

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ		
リスクシナリオ 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客等）の発生・混乱		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【防災拠点の整備】		
< 防災拠点の整備 > 大規模災害時に警察、消防、自衛隊等から派遣される要員の活動拠点及び救援物資の保管等のため、道の駅「菜の花プラザ」等を防災拠点として地域防災計画に位置付け、大規模災害時における即応力の強化を図っている。	○	寒冷地であることを踏まえ、降雪時にも対応可能な施設の整備が必要である。
【帰宅困難者の避難体制の確保】		
< 観光客等に対する広域避難の強化 > 災害発生時に地域住民や観光客等が安全に避難できる避難所等を確保するため、指定避難所等の指定を進めている。		町内で開催されるイベントなどの期間中に災害が発生し、観光客等が帰宅困難となった場合、町の避難所だけでは十分に対応できないことが想定されるため、周辺市町村や隣県へ避難する広域避難などの対応を検討する必要がある。
【支援物資等の供給体制の確保】		
< 非常物資の備蓄 > 町では、災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、防災倉庫に飲料水、アルファ米等を備蓄している。また、災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、県及び町では、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料を備蓄するよう啓発している。さらに、県及び町は、災害発生時における食料、飲料水、日用品等の物資供給に関する協定を横浜町商工会と締結し、災害発生時に事業者等が製造・調達することが可能な物資の提供を受ける流通在庫備蓄を進めている。	○	引き続き、公的備蓄を進めていくとともに、住民等に家庭内備蓄について啓発する必要がある。また、スーパー、飲料水メーカー等との物資供給に関する協定をさらに推進するなど備蓄の確保を図る必要がある。
< 応急給水資機材の整備 > 断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能となるように、水道事業者においては応急給水のための体制を整えるとともに、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図っている。	○	断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図る必要がある。
< 災害応援の受入体制の構築 > 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。	○	災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する必要がある。特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	道の駅「菜の花プラザ」等を防災拠点として、避難者の受入、防災関係機関の活動拠点、救援物資集積場所、備蓄倉庫等として活用を図る。	町	
	災害発生時に町の避難所だけでは十分に対応できない場合も想定し、県と連携を図りながら、周辺市町村や隣県へ避難する広域避難等について検討する。	県 町	
○	食料を備蓄するよう、引き続き啓発するとともに、災害発生時に食料調達に関する協定の締結を推進していく。また、住民の3日分の食料備蓄を基本としつつも、これを一層促進する取り組みや、住民の備蓄を補完する県及び町の備蓄目標、役割分担等、これからの県全体としての災害備蓄の在り方について検討し、推進する。	県 町	
	断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、必要に応じ、応急給水体制の見直し及び災害用備蓄資材（応急給水）の更新を図る。	水道企業団	
○	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続きを運営マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていくとともに、他自治体の応援職員を円滑に受け入れるため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を図る。また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	町	

リスクシナリオ		
2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客等）の発生・混乱		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>< 救援物資等の受援体制の構築 ></p> <p>災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。</p>	○	協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっていないため、これらを具体化する必要がある。
【防災情報提供体制の強化】		
<p>< 外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化 ></p> <p>外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制として、町が管理する施設等においてWi-Fiサービスを提供している。</p>	○	町が管理する施設等のWi-Fi環境を充実させるとともに、観光施設等においてWi-Fiサービスの利用環境が不十分な箇所が見受けられるため、利用範囲の拡大等の取組を促進する必要がある。
【帰宅困難者の輸送手段の確保】		
<p>< バスによる帰宅困難者の輸送 ></p> <p>災害発生時等の交通手段確保のため、バス事業者と運行状況等に関する情報共有を図っている。</p>		災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制が構築されていないことから、対応を検討していく必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討の上、受援体制を構築する。	町	
	町が管理する施設等のWi-Fi環境を充実させるとともに、観光施設等においてWi-Fiサービスの利用範囲の拡大を促進する。	県 町	
	引き続き、バス事業者と運行状況等に関する情報共有や、バス路線維持に係る補助を実施するほか、災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制構築に向けて対応を検討していく。	県	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ		
リスクシナリオ 2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【集落の孤立防止対策】		
<集落の孤立防止対策>		
災害発生時において、人命を守ることを最優先に、「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の「防災公共」の取り組みを県と一体となって推進している。この一環として、地震・大雨により孤立するおそれがある集落の把握や、そこに通じる道路・橋梁等の通行確保対策等に取り組んでいる。		近年多発する集中豪雨等により、想定外の事態が起こりうる可能性もあるため、引き続き、孤立するおそれがある集落の把握や、そこに通じる道路、橋梁等の通行確保対策等に取り組んでいく必要がある。
【孤立集落発生時の支援体制の構築】		
<孤立集落発生時の支援体制の確保>		
孤立集落が発生した場合は、食料や資機材等の物資輸送等の支援が必要となるため、市町村間の広域連携の観点から、他自治体との相互応援協定を締結している。		多数の孤立集落が同時に発生した場合でも対応が可能となるよう、関係機関による支援体制を確保する必要がある。
【代替輸送手段の確保】		
<代替輸送手段の確保>		
代替輸送手段の確保についての検討は行われていない。		大規模災害時において代替輸送手段の確保に向けた取り組みが求められるため、交通事業者と連携し取り組む必要がある。
【防災ヘリコプターの運航の確保】		
<防災ヘリコプターの連絡体制の確立>		
災害が発生した場合は、青森県防災航空センターへ通報することとしている。	○	大規模災害発生時の迅速かつ確かな活動が実施できるよう関係機関相互の連携・協力体制を確立し、遭難事故の未然防止のため、各種媒体による広報活動を行う必要がある。
【情報通信の確保】		
<情報通信利用環境の強化>		
災害発生時における情報通信利用環境として、町が管理する施設においてWi-Fiサービスを提供している。	○	避難所に指定されている公共施設以外はWi-Fi利用環境が不十分なところが見受けられるため、町が管理する施設のWi-Fi利用環境を充実させる必要がある。
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策>		
災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送経路を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策。道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害発生時の集落の孤立防止に向けて、県と連携を図りながら、引き続き、孤立のおそれがある集落や、道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握の上、必要な対策を実施する。	県 町	
	県及び町村や防災関係機関と連携し、孤立集落発生時に支援する内容について検討する。	県 町	
○	大規模災害時の代替輸送手段の確保に向けて、交通事業者と連携し、体制を検討する。	県 町	
○	大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう関係機関相互の連携・協力体制を確立し、遭難事故の未然防止のため、各種媒体による広報活動を行う。	県	
○	災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながらWi-Fi利用環境拡大を促進するとともに、町が管理する施設のWi-Fi利用環境の充実を図る。	町 事業者	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	

リスクシナリオ		
2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	○	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
<p><農道等の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。令和6～8年度には有畑農道の整備を進めるなど、計画的な維持管理と機能強化に取り組んでいる。</p>	○	整備後、相当の年数を経過している農道もあることから、点検等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町	
○	必要な改良や計画的な老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町	個別施設ごとの長寿命化計画 (農道橋)の策定数： 令和7年度 3橋 令和12年度 3橋

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ		
リスクシナリオ		
2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【感染症対策】		
<p><避難所における良好な生活環境の確保></p> <p>避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するためには、水、食料、トイレ、暖房等が必要であることから、町では、避難所運営に必要な資機材の不足に備え、市町村相互応援協定を締結しているほか、民間事業者等との協定による流通備蓄を進めている。</p>		<p>避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するため、水、食料、トイレ、暖房等の物資等について、公的備蓄を進めていくとともに、スーパー、メーカー、リース会社等と協力・連携する体制を構築する必要がある。</p>
<p><感染症への意識向上及び対応策の整備></p> <p>災害時における死者について、早期に埋火葬する必要があることから、その一時保管場所について、他自治体の事例等も参考にしながら検討を行っている。</p>		<p>災害時における疫病・感染症を予防するために、早期に死体の保管場所を確保するとともに、避難所等での感染症対策について各種研修及び訓練等をする必要がある。</p>
<p><予防接種の推進></p> <p>災害発生時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から予防接種を受けるよう、個別接種勧奨、普及啓発を行っている。</p>		<p>接種率の低い予防接種は、災害発生時に感染症の発生やまん延が起こる可能性が高いことから、平時から予防接種の必要性について普及啓発を図るとともに、未接種者に対する接種勧奨を行う必要がある。</p>
【下水道施設等の機能確保】		
<p><農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策></p> <p>農業集落排水施設の処理機能を維持するため、処理場については機器不調の際、その都度部品交換や修繕で対応している。</p>	○	<p>農業集落排水施設の老朽化に伴う突発的トラブルにより、今後、汚水処理機能確保の困難が懸念されることから、早期の老朽化への対策が必要である。</p>
<p><農業集落排水施設等の耐災害性の確保></p> <p>災害時における下水道機能の継続・早期回復に際し、平時から対応体制を備えている。</p>		<p>災害発生時においては、人・物等利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、毎年度参集人員の想定や災害事例を研究し必要装備の確保を図るとともに、業務継続計画を見直していく必要がある。</p>
<p><合併処理浄化槽への転換の促進></p> <p>老朽化した単独処理浄化槽等から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、費用の一部を助成する浄化槽補助金制度を設けるとともに、広報や町ホームページにより当該制度の周知に努めている。また、平成27年度から補助金の高上げを行い、設置者の負担軽減を図っている。</p>	○	<p>老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するため、引き続き、合併処理浄化槽補助金制度の周知を図るとともに、単独処理浄化槽設置者に対し、転換の必要性について周知を図る。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>災害発生時において、避難所における衛生的で良好な生活環境が確保できるよう、災害時の物資の調達に関する協定の締結を推進するとともに、受援体制を強化する。また、県備蓄指針及び備蓄計画を踏まえた町の備蓄計画を策定し、公的備蓄を推進する。</p>	<p>県 町</p>	
	<p>国等で作成した「避難所における感染症対策マニュアル」等を参考に、災害発生時に関係機関が円滑に対応できるようにするため、感染症対策を取り入れた各種研修及び訓練を実施する。</p>	<p>県 町</p>	
○	<p>予防接種の必要性について普及啓発を図るとともに、接種率が低い予防接種については、未接種者の個別接種勧奨を行う。</p>	<p>県 町</p>	
○	<p>農業集落排水施設の長寿命化が進むよう、計画的な機能診断の実施等について指導・助言等を実施する。</p>	<p>町</p>	
○	<p>毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等から示される対応策等を踏まえ、適宜、業務継続計画の見直しを行う。</p>	<p>町</p>	
○	<p>老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、引き続き、合併処理浄化槽補助金制度の周知に努めるとともに、単独処理浄化槽設置者に対し、転換の必要性について周知を図る。</p>	<p>県 町</p>	<p>合併処理浄化槽の普及率(浄化槽普及人口の総人口に対する割合)： 令和7年度 39.3% 令和17年度 45% 令和27年度 50%</p>

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保する		
リスクシナリオ 3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【災害対応庁舎等における機能の確保】		
<公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策> 横浜町公共施設等総合管理計画に基づき、国から示された公共施設等総合管理計画の追加事項を含め、町有の公共建築物やインフラ施設の更新、統廃合、長寿命化に向けた取組を効果的かつ効率的に推進している。	○	維持管理と長寿命化を図るため、横浜町公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新、統廃合や長寿命化等の取組を進めている。公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新、統廃合や長寿命化等を計画的に行う必要がある。
<庁舎等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる庁舎等の耐震化は完了している。	○	防災拠点となる庁舎等の公共施設耐震化は、完了していることから、耐震性を保つため老朽化対策等を行っていく必要がある。
<代替庁舎の確保> 災害対策本部となる庁舎の耐震化は完了しているが、大規模災害により庁舎が使用不能となる不測の事態も想定し、横浜小学校等を代替庁舎として横浜町業務継続計画に定めている。		大規模災害により庁舎等が使用不能となる不測の事態も想定されることから、引き続き、代替施設の確保に努めるとともに、災害対策本部機能の移転訓練を行う必要がある。
<行政施設の非常用電源の整備> 庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。		災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。
【行政情報連絡体制の強化】		
<県・市町村・防災関係機関における情報伝達> 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、町、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	○	県、町、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。
【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】		
<行政情報通信基盤の耐災害性の強化> 行政情報通信基盤の耐災害性を強化するため、停電時でも業務が継続できるようホストコンピュータやサーバーを設置している電算室及び主要通信機器、窓口端末等に無停電電源装置経由で電源を供給している。		無停電電源装置（UPS）で稼働できる時間が1時間程度のため、安定外部電源の取得が課題となっており、ポータブル電源や発電機などへ、より速やかに移行できるような体制づくりが必要である。
<行政情報の災害対策> 災害発生等による行政データの毀損等を防止するため、自庁においてバックアップデータを保管している。		現在のバックアップ方法がローカルバックアップなので、町全体が被災した場合にはバックアップが意味がないため、遠隔地へのクラウドバックアップやシステムのクラウド移行が必要である。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、個別施設計画の策定を進めるとともに、施設を管理する職員の意識醸成と知識習得を図る。また、老朽化が進む公共施設について、更新、統廃合及び長寿命化等の取組を全庁的に推進し、横浜町公共施設等総合管理計画に基づく効率的な維持管理を進める。	町	
○	引き続き庁舎等の耐震化・長寿命化を進めるとともに、庁舎等の災害対策機能を確保するため、定期的な点検や適切な修繕等を実施する。	町	
	代替施設の確保を推進するとともに、実践的訓練を実施し、災害対応力の強化向上を図る。	町	
○	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的な点検等を実施する。	町	
○	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市町村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	県 町	
○	災害・事故発生時の業務継続や行政情報システム機器の適切な維持管理のため、ポータブル電源や発電機の活用や、無停電電源装置等の外部電源への適切な移行体制を整える。	町	
○	災害発生等による行政データの保全のため、情報システムの最適化について検討の上、基幹系及び情報系のクラウド化を進め、遠隔地へのバックアップを実施する。	町	

リスクシナリオ		
3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【行政機関の業務継続計画の策定】		
<業務継続計画の策定> 災害時に利用できる人、物、情報等制約がある状況において、優先的に実施すべき業務を特定し、業務継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた「横浜町業務継続計画（BCP）」を策定している。		業務継続計画の内容を職員に周知徹底し、災害時に優先的に実施すべき業務が迅速に実施できる体制を構築しておく必要がある。
【災害対策本部機能の強化】		
<災害対策本部機能の強化> 大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ確に講じるために設置する災害対策本部について、県や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、定期的に図上訓練を実施している。	○	災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能等について検証し、災害対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。
【受援・連携体制の構築】		
<広域連携体制の構築（県内）> 災害発生時に被災市町村が十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、円滑な応援活動を実施するため、県内全市町村による「大規模災害発生時の青森県市町村相互応援に関する協定」を締結している。		青森県においては、市町村相互応援協定に基づく相互応援を実施したことがないため、相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続き等を定期的に確認していくとともに、県及び県内市町村との連携体制を強化していく必要がある。
<広域連携体制の構築（県外）> 現在、遠方に所在する地方公共団体との市町村相互応援協定は締結していない。		近年は気候変動等の影響により、豪雨等による災害が広域化・激甚化する傾向にあることから、県境を越えた広域連携の体制を整備しておく必要がある。
<災害応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。	○	災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続き等を訓練により定期的に確認する必要がある。特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。
【防災訓練の推進】		
<総合防災訓練の実施> 大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。	○	近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制のさらなる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。
<図上訓練の実施> 当町においては、総合防災訓練や情報伝達訓練等を行っているが、図上訓練については現時点で実施していない。	○	災害時における即応力を高めるため、今後、図上訓練の実施を検討する必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害発生時に優先すべき業務を確実に実施できるよう、職員に計画内容の周知徹底を図る。	町	
○	災害対策本部機能の充実・強化を図るため、引き続き定期的に訓練を実施し、本部の体制・配置等について検証の上、適宜見直しを行う。	町	
○	県内40市町村に青森県を加えた41自治体で新たに締結した「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づく迅速かつ円滑な相互応援を行うため、相互応援に関する連絡・養成等の手順や手続き等が記載されている「青森県市町村相互応援協定運用マニュアル」を定期的に確認するとともに、県及び県内市町村との連携体制を強化する。	県市	
	災害時に迅速に応援を要請できるよう、県境を越えた広域連携の体制を整備する。	市 連携町村	
○	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続きを運営マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていくとともに、他自治体の応援職員を円滑に受入れるため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を図る。また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	町	
	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加のもと、より実効性の高い総合防災訓練を実施する。	町 消防本部 水道企業団	
	災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営できるよう、また、防災関係機関と連携し適切な応急対策が実施できるよう、定期的に図上訓練を実施する。	町	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない		
リスクシナリオ		
4-1 サプライチェーンの寸断等による地域企業の経済活動の低下		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【企業における業務継続体制の強化】		
<企業の業務継続計画策定の促進> 災害時等に経済活動が停滞しないよう業務継続計画の有効性について、普及啓発を行っている。		県及び商工関係団体と連携し業務継続計画の必要性について引き続き普及啓発を図る必要がある。
【農林水産物の移出・流通対策】		
<農産物生産等に必要な施設・機械等の整備対策> 産地力の強化のためのパイプハウスの整備や省力化を目的とした農業用機械の導入等を実施する必要がある農業者へ支援を実施している。	○	安定した農業生産を確保するためには、平時から営農基盤の強化が必要であることから、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を引き続き実施する必要がある。
【物流機能の維持・確保】		
<災害発生時の物流機能の確保> 災害発生時における救援物資等の輸送、受入れ、仕分け、保管等の物流機能確保のため、公益社団法人青森県トラック協会と協定を締結している。		災害発生時に物流が十分機能できない可能性があるため、物流を担う団体との災害発生時の協力体制を強化する必要がある。
<輸送ルートの代替性の確保> 現時点では、代替輸送ルートの確保については検討されておらず、確保に向けた取り組みは行われていない。		代替輸送ルート確保のため、道路や橋梁など施設の整備を進める必要がある。また冬期間の災害に備え、道路の除排雪に関しても強化する必要がある。
【被災企業の金融支援】		
<被災企業への金融支援等> 県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害枠」の利用を薦めている。また、信用保証協会の融資制度「セーフティネット」の利用を薦めている。		罹災した企業が早期に事業を再開できるよう、県の災害融資制度と連携を図る必要がある。また、政府系金融機関等からの借入れに必要な被災証明書を迅速に発行できる体制を整備する必要がある。
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送経路を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策。道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する必要がある。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	○	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
<農道等の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。令和6～8年度には有畑農道の整備を進めるなど、計画的な維持管理と機能強化に取り組んでいる。	○	整備後、相当の年数を経過している農道もあることから、点検等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	県及び商工関係団体と連携し業務継続計画の必要性について普及啓発を図る。	県 町	
	安定した農業生産を確保するため、引き続きパイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を実施し、営農基盤の強化を図る。	町	農業産出額（企業農業算出も含む）： 令和5年度 1,227千万円 令和12年度 1,738千万円
	災害発生時において協定に基づく物流機能の確保対策が円滑に実行されるよう、関係団体との連携を図りながら、課題の整理を進めていく。	県 町	
	代替輸送ルート確保のため、道路や橋梁など施設の整備を進めるとともに冬期間の災害に備え、道路の除排雪に関しても強化を図る。	県 町	
	罹災した企業が早急に事業が再開できるよう、県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害枠」と連携するとともに、信用保証協会の「セーフティネット」の活用を促進していく。また、被災証明書発行における初動体制を整備する。	県 町	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町	
○	必要な改良や計画的な老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町	個別施設ごとの長寿命化計画（農道橋）の策定数： 令和7年度 3橋 令和12年度 3橋

リスクシナリオ		
4-1 サプライチェーンの寸断等による地域企業の経済活動の低下		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】		
< 鉄道施設等の耐災害性の確保・体制の整備 > 海に面する当村の立地特性を生かし、災害発生時には漁港を利用した輸送確保を検討している。また、県においても漁港施設の利活用について検討を行っている。	○	災害発生時の港湾の活用を検討するとともに、日常的な港湾施設の点検により維持管理を行うほか、補修・改良など老朽化対策に取り組む必要がある。
【港湾・漁港の防災対策】		
< 漁港施設の耐震化・老朽化対策 > 漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。令和2年度には百目木漁港の北防砂堤を整備し、令和8年度以降は源氏ヶ浦漁港の西護岸の補修を予定するなど、必要な施設更新を段階的に実施している。	○	町管理の漁港について、過去に整備された施設の中には老朽化している施設もあることから、本漁港の機能が引き続き発揮できるよう、漁港施設の長寿命化を講じる必要がある。また、災害発生時における漁港を利用した輸送確保も視野に入れ、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行う必要がある。
< 農林水産業施設の耐震化・老朽化対策 > 機能不全による被害発生の防止を図るため、県と連携を図りながら、補強・改修等を実施している。	○	引き続き、県と連携し、安全性を強化・確保するため、定期的な修繕や維持管理に努める必要がある。
【エネルギー供給体制の強化】		
< エネルギー供給事業者の災害対策 > 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。また、大規模災害時に電力施設及びガス供給施設に被害が生じた場合に、迅速に復旧活動を実施できるよう、電力事業者及びガス事業者と町で協定を締結し、災害時における復旧活動拠点を確保している。		停電及びガス供給停止は災害応急対策実施に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。
< 石油燃料供給の確保 > 青森県石油商業組合上北支部横浜ブロックとの間に災害時の石油燃料の供給に関する協定を締結し、災害時に備えた石油燃料の備蓄と、町の要請による優先供給を図っている。また、県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる医療機関、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。	○	災害発生時においては青森県石油商業組合との協定が有効に機能するよう、引き続き、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害発生時には、海に面する立地を生かし漁港を活用した輸送確保を検討しており、県でも漁港施設の利活用を進める。あわせて、日常的な港湾施設の点検や補修・改良などの老朽化対策にも取り組む。	県 鉄道事業者	
	災害発生時の海路による輸送を確保するため、港湾施設の老朽化対策を進めるとともに、町管理の漁港を含む漁港施設についても、老朽化した施設の長寿命化や機能強化を計画的に実施し、必要な機能を維持できる体制を整える。また、漁港を活用した輸送確保も視野に入れ、平時から施設整備を着実に進めていく。	県 町	
	機能不全による被害発生の防止を図るため、耐震化・長寿命化を進めるとともに、定期的な点検や適切な修繕等を実施する。	県 町	
	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	県 町 事業者	
○	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、供給対象・連絡体制に係る情報更新等を行う。	県 町	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない		
リスクシナリオ		
4-2 石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質の大規模拡散・流出		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【有害物質の流出・拡散防止対策】		
<p><有害物質の流出・拡散防止対策></p> <p>災害発生に伴う毒劇物の流出・拡散を防止するため、毒物劇物取扱施設に対し保管・管理・使用等について監視指導を行っている。消防本部は、災害発生に伴う危険物の流出・拡散を防止するため、事業者の施設管理、保管等を関係法令等に基づき指導している。</p>		<p>災害発生時においても、毒劇物や危険物の流出拡散が起こることのないよう、適切な管理・保管や、流出防止対策の実施等について指導等を行っていく必要がある。</p>
<p><公共用水域等への有害物質の流出・拡散防止対策></p> <p>公共用水域及び地下水への有害物質の流出・地下浸透を防止するため、水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に適用される構造等基準の遵守を指導している。</p>		<p>水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に適用される構造等基準については、災害発生時を考慮したものではないことから、流出時の措置について、指導・周知する必要がある。</p>
<p><毒性ガスの大規模漏えいに係る保安対策></p> <p>アンモニアガス等の毒性ガスの大規模漏えいの災害を防止するため、保安検査を実施するとともに、法令改正や技術上の基準等の必要な情報等を適宜提供することにより、保安対策の向上を図っている。</p>		<p>引き続き、災害発生時の毒性ガスの大規模漏えいを防止するため、第一種製造者の設備が技術上の基準に適合しているか確認するなど、保安検査を実施するとともに、法令改正や技術上の基準等の必要な情報等を適宜提供する必要がある。</p>
<p><有害な産業廃棄物の流出等防止対策></p> <p>廃棄物の飛散、流出等防止のため、事業者に対し、廃棄物処理法に基づく廃棄物の処理基準、保管基準等の遵守、管理責任者の設置等を指導している。</p>		<p>有害な産業廃棄物（特にPCB廃棄物等）が事業場外に流出することにより、住民の健康被害、生活環境への影響が懸念されることから、緊急時における拡散防止対策、連絡体制等を整備する必要がある。また、健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業者に対し、有害な廃棄物の適正な保管や早期の処分を指導していく必要がある。</p>
<p><大気中への有害物質の飛散防止対策></p> <p>特定粉じん（アスベスト）排出等作業現場において、アスベスト飛散がないことを確認するため、アスベストの濃度測定を行っている。</p>		<p>災害発生時には、被災建物等の解体等により大気中にアスベストが飛散するおそれがあることから、大気中のアスベスト濃度を測定し、状況を把握する必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害発生に伴う毒劇物や危険物の流出・拡散を防止するため、引き続き、関係法令等に基づき監視・検査・指導等を実施する。	県 町 消防本部 事業者	
○	災害発生時に有害物質が流出した時に迅速に適切な措置を講じさせるため、すべての有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に年1回以上立入検査を行い、流出時の措置について、指導・周知を図る。	県 町	
	災害発生時の毒性ガスの大規模漏えいを防止するため、引き続き保安検査を実施するとともに、法令改正や技術上の基準等の必要な情報等を適宜提供する。	県 事業者 町	
	災害発生時の健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業者に対し、PCB廃棄物の期限内処理及び処理するまでの間の適正保管について普及啓発等を進める。また、有害な産業廃棄物への優先的な回収、適正保管や早期処分のための体制を整備する。	町	
	災害発生時における、大気中へのアスベストの飛散の度合いを迅速に把握するため、緊急時のモニタリング体制の強化を図る。	県 町	

リスクシナリオ		
4-2 石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質の大規模拡散・流出		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【有害物質流出時の処理体制の構築】		
<有害物質流出時の処理体制の構築> 有害物質が河川等に流出した場合に迅速な処理を行うため、平時から国及び県管理河川において水質事故等発生時の連絡体制が構築されている。		災害発生時に、有害物質が河川等に流出した場合、健康被害の発生や水質汚染等の二次被害が発生するおそれがあることから、迅速な処理が行えるよう速やかに水質測定を行い、汚染の度合いを把握する必要がある。
<有害物質の大規模流出・拡散対応> 有害物質の流出等が発生した場合は、被害の拡大防止、事態収束のため、消防機関が出動し、対応している。		有害物質が大規模に流出等した場合は、早期に事態を収束させる必要があることから、消防機関の対応力の向上を図るほか、関係機関と連携した対応策を講じていく必要がある。
【放射性物質の放出による被曝防止対策】		
<原子力施設の安全対策> 国・県及び立地村の対応を踏まえつつ、町として節目節目において地域防災計画（原子力災害対策編）の検証・見直しを行っている。また、県・関係自治体等と共催で、年1回原子力防災訓練を実施し、町内の原子力防災対策に関する意識の醸成を図っている。		原子力災害対策については、地域防災計画（地震・津波災害対策編）との共通性や感染症対策を考慮し、地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しを行う必要がある。今後は、国・県や立地村の対応を注視し、必要に応じて修正を行っていく。また、原子力防災に係る基本的な知識を習得し、より実践的な原子力防災訓練の実施に努める。
<原子力施設に係る環境放射線モニタリング> 県の環境放射線モニタリング基本計画が策定に基づき、モニタリングが実施されており、結果については専門家による評価を受け、広く県民に公表している。		原子燃料サイクル施設及び東通原子力発電所に隣接する町として、町民の健康と安全を守るため、公表されるモニタリング結果から、環境への影響を定期的に把握する必要がある。
<原子力災害時の防災対策> 原子力災害時の防災対策について、国・県及び立地村の対応を踏まえつつ、地域防災計画（原子力災害対策編）の検証・見直しを行っている。また、県・関係自治体等と共催で、年1回原子力防災訓練を実施し、町内の原子力防災対策に関する意識の醸成を図っている。		原子力災害対策については、地域防災計画（地震・津波災害対策編）との共通性や感染症対策を考慮し、地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しを行う必要がある。今後は、国・県や立地村の対応を注視し、必要に応じて修正を行っていく。また、原子力防災に係る基本的な知識を習得し、より実践的な原子力防災訓練の実施に努める。
<原子力施設の安全性検証> 原子力施設の安全性等について、国・県及び事業者の対応を踏まえつつ、町民の安全・安心に重点をおいた対応を行う観点から、町として節目節目において検証・見直しを行っている。		原子力施設の安全性については、国による新規基準への適合性審査が進められているが、国や事業者の対応を注視し、適切に対処する必要がある。
<空間放射線量測定器の整備> 町内の安全性を確認するため、空間放射線量測定器を役場庁舎へ13台、菜の花にここセンターへ3台、それぞれ保有している。		今後も、県と協議のうえ、必要に応じて空間放射線量測定器の整備・更新を行っていく。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>災害発生時の有害物質の流出・拡散時に、速やかに汚染の度合いを把握し、迅速な処理が行えるよう、引き続き、連絡体制を維持するとともに緊急時のモニタリング体制の強化を図る。</p>	<p>県 町</p>	
	<p>有害物質が大規模に流出した場合における事態の早期収束等のため、資機材の整備等、消防機関の対応力の向上を図るほか、関係機関との連携を強化し、複合的な対策の強化を図る。</p>	<p>県 町 消防本部</p>	
○	<p>地域防災計画（地震・津波災害対策編）との共通性や感染症対策を考慮し、地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しを行う。また、国・県や立地村の対応を注視し、必要に応じて修正を行い、原子力防災に係る基本的な知識を習得のため、より実践的な原子力防災訓練を実施する。</p>	<p>県</p>	
	<p>環境モニタリングの結果について、情報を定期的に確認し、環境への影響を調査していく。</p>	<p>県</p>	
○	<p>地域防災計画（地震・津波災害対策編）との共通性や感染症対策を考慮し、地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しを行う。また、国・県や立地村の対応を注視し、必要に応じて修正を行い、原子力防災に係る基本的な知識を習得のため、より実践的な原子力防災訓練を実施する。</p>	<p>県</p>	
○	<p>県議会や関係市町村長、原子力政策懇話会、県民説明会、各種団体など各界各層の意見を踏まえつつ、安全・安心に重点を置いた観点から、適時・適切に検証を行っていく。</p>	<p>県</p>	
○	<p>測定結果の公表を迅速に行うための体制の強化を図るとともに、機器の保守点検・更新を行う。</p>	<p>町</p>	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない		
リスクシナリオ		
4-3 食料等の安定供給の停滞		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【被災農林漁業者の金融支援】		
<被災農林漁業者への金融支援> 災害により被害を受けた農業者・漁業者の事業再開のため、利用可能な制度資金に関する情報を提供している。		被災農業者・漁業者が速やかに事業再開できるよう、適切な融資制度の選択に係る情報提供や融資手続の迅速化を図る必要がある。
【食料生産体制の強化】		
<食料生産体制の強化> 農業については、耕作放棄地の発生及び拡大防止と、農業の生産性向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、耕作放棄地の再生利用の取り組みを支援している。漁業については、主力魚種であるホタテ、ナマコの水揚量の増加を図るため、生産者に対する働きかけを行っている。また、県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害枠」について、罹災中小企業の負担を軽減し、早期再建を支援するため、信用保証料を補給している。	○	農業については、水稻、野菜、畑作物等の多彩な農業生産が行われ、災害発生時においても農産物が安定供給できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。漁業については、罹災した企業が早期に事業を再開できるよう、県の災害融資制度と連携を図る必要がある。また、政府系金融機関等からの借入れに必要となる被災証明書を迅速に発行できる体制を整備する必要がある。
<農産物生産等に必要な施設・機械等の整備対策> 産地力の強化のためのパイプハウスの整備や省力化を目的とした農業用機械の導入等を実施する必要がある農業者へ支援を実施している。	○	安定した農業生産を確保するためには、平時から営農基盤の強化が必要であることから、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を引き続き実施する必要がある。
<多様化する消費者ニーズへの対応や農産物・水産物のブランド化の推進> 多様化する消費者ニーズへの対応や農産物・水産物のブランド化の推進など、付加価値の高い生産を促進している。		消費者等のニーズが多様化していること等を踏まえ、これに対応した安全・安心な農林水産物や加工食品を安定して供給するため、農産物・水産物のブランド化の推進や、ニーズに即した加工食品の生産拡大をさらに推進していく必要がある。
<農業の担い手育成・確保> 当町の安全・安心な農産物を供給していくため、農業の担い手育成や労働力確保が不可欠であることから、人材確保に向けた取り組みを実施している。		当町の安全・安心な農産物を安定供給するためには、後継者や新規就農者の確保が必要であるが、現状では減少傾向にあることから、後継者の育成及び新規就農者の掘り起こしの必要がある。
<水産業の担い手育成・確保> 当町の安全・安心な水産物を供給していくため、漁業労働力の需給情報の収集・提供や人材の育成などにより、新規就業者の確保・育成に取り組んでいる。		当町の安全・安心な水産物を安定供給するためには、後継者や新規就業者の確保が必要であるが、現状では減少傾向にあることから、後継者の育成や新規参入を推進し担い手を確保していく必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	被災農業者・漁業者の速やかな事業再開に向けて、平時より融資制度の周知を図るとともに、手続きが速やかに行われるよう、関係機関との連携を強化する。	県 町	
○	農業については、水稻、野菜、畑作物等の多彩な農業生産が行われ、災害発生時においても農産物が安定供給できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化を図る。漁業については、罹災した企業が早期に事業を再開できるよう、県の災害融資制度と連携を図る。また、政府系金融機関等からの借入れに必要な被災証明書を迅速に発行できる体制を整備する。	町	<ul style="list-style-type: none"> ・ホタテ生産量 ・ナマコ生産量： 令和7年度 ホタテ2,130 t ナマコ17.7 t 令和12年度 ホタテ5,600 t ナマコ5.5 t
	安定した農業生産を確保するため、引き続きパイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を実施し、営農基盤の強化を図る。	町	農業産出額（企業農業算出も含む）： 令和5年度 1,227千万円 令和12年度 1,738千万円
	安全・安心な農林水産物や加工食品を安定して供給するため、農産物・水産物のブランド化の推進や、ニーズに即した生産拡大をさらに推進する。	町	
	当町の農業を維持・発展させ、農産物を安定して供給するため、後継者の育成や新規就農者の掘り起こし等、労働力確保に向けた取り組みを実施する。	県 町	新規就農者数： 令和7年度 12人（2021～25年累計） 令和12年度 5人
	基幹産業である水産業の成長産業化に向けて、水産業における課題を踏まえながら、引き続き、担い手の育成・確保に取り組む。	県 町 連携町村	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない		
リスクシナリオ		
4-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生活活動への甚大な影響		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【供給源の多様化】		
<節水対策と効率的な水使用の促進> 取組実績はない。		トイレやシャワー、蛇口などの節水型機器の導入や普及等の啓発活動を促進する必要がある。
<応急給水資機材の整備> 断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能となるように、水道事業者においては応急給水のための体制を整えとともに、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図っている。	○	断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図る必要がある。
<水道インフラの強化と耐性向上> 定期的な修理は行っているが更新は行っていない。今後、計画に基づき更新を進める予定である。		耐震化を進める必要がある。
<災害地の水供給に対する備蓄> 災害用備蓄について、日頃から各家庭で備えるよう広報等で周知している。		各家庭や地域、公共施設において、災害時に備えた水の備蓄を進め、また、長期保存可能な水を供給できる施設を増やす必要がある。
<水のリサイクル・再利用> 実施していない。		洗濯や洗浄に使った水を再利用する等の、排水や雨水を再利用するシステムを家庭や業務施設に導入する必要がある。
【住民協力のための啓蒙活動等】		
<気象予測と早期警戒システムの強化> 現在は行っていない。		渇水リスクが高まった際に、住民に警告を出すシステムを導入し、渇水警戒システムの構築等の対策を事前に講じる必要がある。
<農業への影響対策> 一部地区において土地改良区により取水量の調整等を行い、利用者に均等に使用させている。		渇水時に農業用水の供給が滞らないよう、農業用水の取水量や使用方法を調整する。また、農業のために水を効率的に使用する技術（例：滴灌、節水型農業技術）の導入を進める必要がある。
<国民全体の意識改革と社会的合意の形成> 実施していない。		例えば、企業や市民活動団体と連携して渇水時のリスク管理に関する講座やイベントを開催する等、渇水リスクへの理解や意識改革活動を進め、個々の行動が地域全体に与える影響を意識させる必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	節水型トイレ・シャワー等の導入を公共施設での先行導入により促進し、住民に具体的な節水効果を示す。併せて、学校・地域での啓発や水使用量の把握に努め、日常的な節水行動の定着を図ることで、効率的な水利用を地域全体で推進する。	国 町	
	断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、必要に応じ、応急給水体制の見直し及び災害用備蓄資材（応急給水）の更新を図る。	水道企業団	
	定期的な修理に加え、設備更新の計画を立てて耐震化を進める。	国 町	
○	各家庭や地域、公共施設での水の備蓄を促し、災害時に必要量を確保する体制を整える。また、日頃から家庭での備蓄を広報等で周知し備えを高めるとともに、長期保存水を供給できる施設整備を進め、非常時の水供給を支える。	国 町	
	家庭や業務施設で雨水や生活排水を雑用水として再利用する仕組みの導入を進める。また、利用方法の周知を図り、地域全体で水の循環利用を促進することで、限られた水資源の有効活用につなげる。	国 町	
○	渇水リスクの高まりを早期に把握するため、気象予測データを活用した警戒システムを整備し、住民へ迅速に警告を発信できる体制を構築する。また、関係機関と連携し、事前の対策強化につながる情報共有を進める。	国 町	
	渇水時に農業用水の供給が滞らないよう、取水量や使用方法の調整を進めるとともに、滴灌などの節水型農業技術の導入を進め、水の効率的な利用を図る。	国 町	
○	イベント等の開催により、住民自らの行動が地域全体に及ぼす影響を体感できる機会を設け、社会全体で渇水対策への合意形成を進める。	国 町	

リスクシナリオ		
4-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生活活動への甚大な影響		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><水の優先供給先の合意形成> 各団体との合意形成は行っていない。</p>		<p>異常渇水時の水の優先供給先（例：生活用水優先、農業用水や工業用水の供給制限）の決定を市民や各団体と協議し、合意形成を図る必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	異常渇水時の水の優先供給先について、市民や関係団体と協議し、生活用水を中心とした供給方針の合意形成を進めるとともに、緊急時に円滑な供給調整が行える体制を整える。	国 町	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない		
リスクシナリオ		
4-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【荒廃農地の発生防止・利用促進】		
<農地利用の最適化支援> 荒廃農地の発生の防止と、農業の生産性の向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取り組みを支援している。		有効に活用されていない荒廃農地は、災害発生時に崩壊等の危険性が高いことや、湛水機能の低下を招き洪水発生リスクが高まること、さらに災害発生後の生産を維持していく上で障害となる可能性があることから、担い手への農地の集積・集約化と再生作業の支援により荒廃農地の解消を推進する必要がある。
<農地の生産基盤の整備促進> 荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため、農地の大区画化や用排水対策など生産基盤の整備や適切な維持管理を支援している。		異常気象による被害発生・拡大防止には、農地を農地として維持し、適切に管理しながら農作物を生産していくことが有効であることから、引き続き、農業生産基盤の整備等を推進していく必要がある。
<農産物生産等に必要な施設・機械等の整備対策> 産地力の強化のためのパイプハウスの整備や省力化を目的とした農業用機械の導入等を実施する必要がある農業者へ支援を実施している。	○	安定した農業生産を確保するためには、平時から営農基盤の強化が必要であることから、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を引き続き実施する必要がある。
【森林資源の適切な保全管理】		
<森林の計画的な保全管理> 将来にわたり、森林が有する土砂災害防止を始めとする多面的機能の維持・増進を図るため、国の造林補助事業等を活用し、間伐や再造林などの森林整備を推進している。		森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在等により、間伐等の管理や森林整備が行われずに森林の荒廃が進んでいることから、適切な森林環境の整備が必要である。
【農山村地域における防災対策】		
<農山村地域における防災対策> 農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。		治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、長寿命化計画の策定を進めるとともに、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	地震や豪雨等による二次災害防止に向けて、県、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積を促進するとともに、再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。	県 町	
	地震や豪雨等による二次災害防止に向けて、引き続き、荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するための、農業生産基盤の整備を推進する。	県 町	
	安定した農業生産を確保するため、引き続きパイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を実施し、営農基盤の強化を図る。	町	農業産出額（企業農業算出も含む）： 令和5年度 1,227千万円 令和12年度 1,738千万円
	森林が有する多面的機能の維持・増進を図るため、引き続き、森林施業の集約化や地域材の利活用を促進するとともに、間伐などにより適切な森林環境の整備を図る。	県 町	森林面積： 令和7年度 8,073ha 令和12年度 現状維持
○	荒廃地(荒廃するおそれのある場所を含む)の早期復旧のため、引き続き、治山施設等を整備するとともに、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて長寿命化計画を策定する。また、農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、必要に応じて水田の区画整理など、農業農村整備事業を実施する。	県 町	

事前に備えるべき目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留める		
リスクシナリオ		
5-1 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【行政情報連絡体制の強化】		
<県・市町村・防災関係機関における情報伝達> 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、町、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	○	県、町、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。
【住民等への情報伝達の強化】		
<住民等への情報伝達手段の多様化> 住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、防災無線、防災メール、広報車、ホームページ等、多様な伝達手段の確保に努めている。	○	避難勧告等を迅速・確実に住民等に伝達するため、速報性の高いTV放送、耐災害性が高い防災無線、屋内外を問わず受信できる緊急速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせる必要がある。
<情報通信利用環境の強化> 災害発生時における情報通信利用環境として、町が管理する施設においてWi-Fiサービスを提供している。	○	避難所に指定されている公共施設以外はWi-Fi利用環境が不十分なところが見受けられるため、町が管理する施設のWi-Fi利用環境を充実させる必要がある。
<避難行動要支援者等に対する避難情報伝達> 避難行動要支援者等へ災害発生情報や避難情報等を迅速に伝達するため、町ホームページ及び町広報紙に防災メールへの登録方法等を周知している。		避難行動要支援者等は外部からの情報を得られにくいいため、避難情報が障がい者等に確実に伝わるよう伝達手段や体制を検討していく必要がある。
<外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化> 外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制として、町が管理する施設等においてWi-Fiサービスを提供している。	○	町が管理する施設等のWi-Fi環境を充実させるとともに、観光施設等においてWi-Fiサービスの利用環境が不十分な箇所が見受けられるため、利用範囲の拡大等の取組を促進する必要がある。
<防災メールの充実> 防災無線以外の情報伝達手段を確保するため、登録制の防災メールを活用している。登録者数はおよそ300人で町広報誌やホームページで加入を呼びかけている。		多くの人に利用してもらうため、防災メールの周知や配信内容を充実させる必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
<防災意識の啓発> 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。	○	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市町村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	県 町	
○	さらなる情報伝達手段の多重化・多様化に向けて避難勧告等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者、自主防災組織と平時からの連携強化に努める。 また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、定期的に町による訓練等を実施していく。	県 町	
○	災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながらWi-Fi利用環境拡大を促進するとともに、町が管理する施設のWi-Fi利用環境の充実を図る。	町 事業者	
○	避難行動要支援者へ災害発生情報や避難情報等を迅速に伝達するため、避難情報が障がい者等へ確実に伝わるよう伝達手段や体制の構築を進める。	町	
	町が管理する施設等のWi-Fi環境を充実させるとともに、観光施設等においてWi-Fiサービスの利用範囲の拡大を促進する。	県 町	
○	防災メールへの登録を促進するため、引き続き、町広報誌やホームページで呼びかけていく。配信内容の充実を図り、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	町	
	町民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	県 町	

リスクシナリオ		
5-1 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><防災情報の入手に関する普及啓発></p> <p>災害発生時において、住民等が確実に防災情報を入手できるよう、各家庭等において日頃から準備しておくべきことについて、ホームページや防災訓練等を通じて普及啓発を行っている。</p>		<p>災害に伴う大規模停電発生時等においても、住民等が確実に防災情報を入手できるよう、情報通信環境の変化等も踏まえた普及啓発を実施していく必要がある。</p>
【防災教育の推進・学校防災体制の確立】		
<p><防災教育の推進></p> <p>防災パンフレット等を随時配布し、防災教育を行っている。</p>		<p>災害発生時の被害を軽減するためには、教職員、児童生徒等が災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を行うことが重要であることから、防災教育の充実を図っていく必要がある。</p>
<p><学校防災体制の確立></p> <p>学校における防災体制の整備等を図るため、各学校において危機管理マニュアルを作成し、避難訓練等を実施している。</p>		<p>危機管理マニュアルについては、社会環境の変化など各学校や地域の実情を踏まえ、必要な見直しを図っていく必要がある。</p>
【情報通信基盤の耐災害性の強化】		
<p><電気通信事業者・放送事業者の災害対策></p> <p>電気通信事業者や放送事業者においては、災害発生時の通信・放送機能を確保するため、施設・設備の耐災害性の強化など各種の災害予防措置を講じている。</p>		<p>災害発生時において通信・放送機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。</p>
<p><総合防災訓練の実施></p> <p>大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。</p>	○	<p>近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制のさらなる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。</p>
【電力の供給停止対策】		
<p><エネルギー供給事業者の災害対策></p> <p>電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。また、大規模災害時に電力施設及びガス供給施設に被害が生じた場合に、迅速に復旧活動を実施できるよう、電力事業者及びガス事業者と町で協定を締結し、災害時における復旧活動拠点を確保している。</p>	○	<p>停電及びガス供給停止は災害応急対策実施に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。</p>
<p><行政施設の非常用電源の整備></p> <p>庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。</p>	○	<p>災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>停電発生時のラジオの活用をはじめ、様々なICT機器を活用した防災情報入手の方法や充電対策等について、ホームページや防災訓練を通じて普及啓発を行う。</p>	<p>県 町</p>	
○	<p>各学校に応じて、発達段階に応じた防災教育が実施されるよう、防災教育の普及啓発の充実を図る。</p>	<p>町</p>	
○	<p>各学校において、災害発生時に円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、引き続き、危機管理マニュアルの検証や見直しを推進する。</p>	<p>県 町</p>	
○	<p>災害発生時における通信・放送機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき通信網の多重化、予備電源の確保、防災資機材の整備など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気通信事業者・放送事業者との連携を強化する。</p>	<p>県 町 事業者</p>	
	<p>大規模災害発生時の応急体制の更なる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加のもと、より実効性の高い総合防災訓練を実施する。</p>	<p>町 消防本部 水道企業団</p>	
	<p>災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。</p>	<p>県 町 事業者</p>	
○	<p>非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的な点検等を実施する。</p>	<p>町</p>	

事前に備えるべき目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留める		
リスクシナリオ		
5-2 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【エネルギー供給体制の強化】		
<エネルギー供給事業者の災害対策> 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。また、大規模災害時に電力施設及びガス供給施設に被害が生じた場合に、迅速に復旧活動を実施できるよう、電力事業者及びガス事業者と町で協定を締結し、災害時における復旧活動拠点を確保している。	○	停電及びガス供給停止は災害応急対策実施に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。
<石油燃料供給の確保> 青森県石油商業組合上北支部横浜ブロックとの間に災害時の石油燃料の供給に関する協定を締結し、災害時に備えた石油燃料の備蓄と、町の要請による優先供給を図っている。また、県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる医療機関、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。	○	災害発生時においては青森県石油商業組合との協定が有効に機能するよう、引き続き、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。
<避難所等への燃料等供給の確保> 青森県石油商業組合上北支部横浜ブロック及び一般社団法人青森県エルピーガス協会との間に災害時の燃料供給に関する協定を締結し、災害時に町の要請による優先供給を図っている。	○	災害発生時においては協定が有効に機能するよう、引き続き、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。
【再生可能エネルギーの導入促進】		
<再生可能エネルギーの導入> 町公共施設に太陽光発電システムを設置するなど、再生可能エネルギーの導入に取り組んでいる。		地域分散型エネルギーシステムの構築による防災力・災害時の応急対応力の強化の観点から、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入を促進・活用していく必要がある。
【企業における業務継続体制の強化】		
<企業の業務継続計画策定の促進> 災害時等に経済活動が停滞しないよう業務継続計画の有効性について、普及啓発を行っている。	○	県及び商工関係団体と連携し業務継続計画の必要性について引き続き普及啓発を図る必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。</p>	<p>県 町 事業者</p>	
○	<p>災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、供給対象・連絡体制に係る情報更新等を行う。</p>	<p>県 町</p>	
○	<p>災害発生時において、協定に基づき円滑に燃料が供給されるよう、引き続き、連絡体制に係る情報更新等を行う。</p>	<p>町</p>	
○	<p>災害発生時等において必要なエネルギーを自給するため、地域のエネルギー資源を地域が主体となって活用する新たなシステムづくりを推進していく。また、公共施設のほか、家庭や事業所での太陽光発電設備等の普及促進に努める。</p>	<p>町 事業者</p>	
	<p>県及び商工関係団体と連携し業務継続計画の必要性について普及啓発を図る。</p>	<p>県 町</p>	

リスクシナリオ		
5-2 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送経路を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策。道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する必要がある。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	○	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
<農道等の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。令和6～8年度には有畑農道の整備を進めるなど、計画的な維持管理と機能強化に取り組んでいる。	○	整備後、相当の年数を経過している農道もあることから、点検等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町	
○	必要な改良や計画的な老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町	個別施設ごとの長寿命化計画 (農道橋)の策定数： 令和7年度 3橋 令和12年度 3橋

事前に備えるべき目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留める		
リスクシナリオ 5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【水道施設の防災対策】		
<水道施設の耐震化・老朽化対策> 災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めている。	○	人口減少を踏まえた計画の策定や、アセットマネジメント（資産管理）を活用し、施策を推進する必要がある。
<水道施設の応急対策> 災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水が可能となるように、水道事業者においては応急復旧のための体制を整えるとともに、災害用備蓄資材（応急復旧）の整備を図っている。	○	災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水を再開するため、災害用備蓄資材（応急復旧）の整備を図る必要がある。
<水道事業者の業務継続計画の策定> 災害時における水道の安定供給を継続するため、事業継続計画（BCP）を策定し、毎年度見直しを行っている。		人事異動等による職員への周知徹底を図る必要があることから、事業継続計画（BCP）に係る職員及び関係団体への研修や、定期的な訓練を実施する必要がある。
【下水道施設の機能確保】		
<農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策> 農業集落排水施設の処理機能を維持するため、処理場については機器不調の際、その都度部品交換や修繕で対応している。	○	農業集落排水施設の老朽化に伴う突発的トラブルにより、今後、汚水処理機能確保の困難が懸念されることから、早期の老朽化への対策が必要である。
<農業集落排水施設等の耐災害性の確保> 災害時における下水道機能の継続・早期回復に際し、平時から対応体制を備えている。	○	災害発生時においては、人・物等利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、毎年度参集人員の想定や災害事例を研究し必要装備の確保を図るとともに、業務継続計画を見直していく必要がある。
<避難所等におけるトイレ機能の確保> 災害発生時の避難所等における衛生環境の維持のため、仮設トイレ等の確保に係る検討を進めている。		現在、災害発生時は避難所等に設置されている既設のトイレの活用が中心となっていることから、汚水処理施設等の機能が停止した場合においても、避難所等の衛生環境を維持できるよう、仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ等の数量、及び調達方法を予め定めておく必要がある。
【合併処理浄化槽への転換の促進】		
<合併処理浄化槽への転換の促進> 老朽化した単独処理浄化槽等から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、費用の一部を助成する浄化槽補助金制度を設けるとともに、広報や町ホームページにより当該制度の周知に努めている。また、平成27年度から補助金の嵩上げを行い、設置者の負担軽減を図っている。	○	老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するため、引き続き、合併処理浄化槽補助金制度の周知を図るとともに、単独処理浄化槽設置者に対し、転換の必要性について周知を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化を進め、水道事業の広域化や広域連携による経営の効率化等を推進する。	水道企業団	
○	災害時に水道施設及び管路に被害が発生しても速やかに給水を再開するため、引き続き、必要に応じ、応急復旧体制の見直し及び災害用備蓄資材(応急復旧)の更新を図る。	水道企業団	
	事業継続計画(BCP)の周知徹底を図るため、職員及び関係団体への研修を実施する。また、計画の実効性を高めるため、定期的な訓練を実施し、訓練の反省をもとに、適宜、計画の見直しを行う。	水道企業団	
○	農業集落排水施設の長寿命化が進むよう、計画的な機能診断の実施等について指導・助言等を実施する。	町	
○	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等から示される対応策等を踏まえ、適宜、業務継続計画の見直しを行う。	町	
	災害発生時における仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレの調達について、県と連携を図りながら民間事業者との協力体制を構築するとともに、家庭における携帯トイレの備蓄についての普及啓発を図る。	県 町	
○	老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、引き続き、合併処理浄化槽補助金制度の周知に努めるとともに、単独処理浄化槽設置者に対し、転換の必要性について周知を図る。	県 町	合併処理浄化槽の普及率(浄化槽普及人口の総人口に対する割合)： 令和7年度 39.3% 令和17年度 45% 令和27年度 50%

事前に備えるべき目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留める		
リスクシナリオ 5-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送経路を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策。道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する必要がある。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	○	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
<農道等の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。令和6～8年度には有畑農道の整備を進めるなど、計画的な維持管理と機能強化に取り組んでいる。	○	整備後、相当の年数を経過している農道もあることから、点検等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
【公共交通・広域交通の機能確保】		
<鉄道施設等の耐災害性の確保・体制の整備> 海に面する当村の立地特性を生かし、災害発生時には漁港を利用した輸送確保を検討している。また、県においても漁港施設の利活用について検討を行っている。	○	災害発生時の港湾の活用を検討するとともに、日常的な港湾施設の点検により維持管理を行うほか、補修・改良など老朽化対策に取り組む必要がある。
<災害時における公共交通の安定供給の確保> 災害発生時の公共交通の安定供給の確保のための取り組みは行われていない。		災害発生時の公共交通の安定供給の確保のため、利用者が減少している交通事業者を維持し、災害時に連携できる仕組みづくりを構築する必要がある。
<地域公共交通の確保> 公共交通については、JR大湊線、バス路線が町を南北に貫く形で運行しているほか、町では高齢者を対象とした福祉バスを定期的に運行し、公共施設・医療機関等へのアクセス環境が向上するよう、交通手段の確保を図っている。なかでも広域バス路線の維持に向けて、国・県・関係市町村と連携して取り組んでいる。		東日本大震災では、自動車の流出、道路・鉄道の被災など地域の交通基盤が大きな被害を受ける中、避難所への移動や避難所生活での通院、入浴施設への移動など被災者の生活を支える上で交通サービスの確保が必要となったことから、平時から地域公共交通を守り、維持していく必要がある。また、広域的な地域公共交通は、単独の市町村では解決が難しいことから、関係市町村が連携して取り組んでいく必要がある。
【代替交通・輸送手段の確保】		
<広域交通の確保> 災害発生時に地域公共交通網が分断された場合の広域交通の確保のための取り組みは行われていない。		災害発生時に地域公共交通網が分断された場合に、円滑に広域交通が確保されるよう、交通事業者との情報共有を図る必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町	
○	必要な改良や計画的な老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町	個別施設ごとの長寿命化計画 (農道橋)の策定数： 令和7年度 3橋 令和12年度 3橋
○	災害発生時には、海に面する立地を生かし漁港を活用した輸送確保を検討しており、県でも漁港施設の利活用を進める。あわせて、日常的な港湾施設の点検や補修・改良などの老朽化対策にも取り組む。	県 鉄道事業者	
	災害発生時における町民の交通手段が確保されるよう、バス等交通事業者、警察、国、県などの関係機関との連携強化を図る。	国 県 町	
	大規模災害に備え、被災者の生活を支える地域公共交通を守り、維持していくため、隣接市町村との連携を図りながら、路線の維持存続のため、一層の利用促進を図る必要がある。	町 連携町村	
	災害発生時に地域公共交通網が分断された場合に、円滑に広域交通が確保されるよう、交通事業者との情報共有を図る。	町	

リスクシナリオ		
5-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><代替交通手段の確保></p> <p>災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため交通事業者と情報共有を図っている。</p>	○	<p>災害発生時に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、交通事業者と連携し取り組む必要がある。</p>
<p><代替輸送手段の確保></p> <p>代替輸送手段の確保についての検討は行われていない。</p>	○	<p>大規模災害時において代替輸送手段の確保に向けた取り組みが求められるため、交通事業者と連携し取り組む必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害発生時に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、交通事業者と連携し情報共有を図る。	県 町	
○	大規模災害時の代替輸送手段の確保に向けて、交通事業者と連携し、体制を検討する。	県 町	

事前に備えるべき目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		
リスクシナリオ 6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【復興まちづくりのための事前準備】		
<事前復興まちづくり計画の策定・共有> ガイドラインを策定していない。		東日本大震災の経験を教訓として生かし、復興プロセス・手順を事前に示すガイドラインを策定する。 また、策定へ向けて住民・事業者・関係団体を含む事前復興検討会・復興まちづくりを協議する地域合意形成の仕組みを設置する必要がある。
<復興人材・体制の確保> 現在は訓練は行っていない。		震災時における公共の役割を風化させないための職員・住民向け復興対応研修・訓練を実施する必要がある。
<応援協定・人材派遣> 県との協定により災害時には応援等の協力をしてもらうこととなっている。		県・他市町村・大学・専門家との応援協定・人材派遣協定の実施を推進する必要がある。
<復興体制の組織化・部局横断化> 復興に対する組織の体制づくりは行われていない。		東日本大震災の経験を生かし、復興体制の組織化及び復興整備計画の策定による手続きの部局横断化や一元化プロセスの整理が必要である。
<地域合意形成の仕組みづくり> 地域合意形成の仕組みづくりについて、今後進める予定。		地域合意形成の不備は住民間の対立や分断を招き、災害時の復興方針の決定遅延や復興の妨げとなるため、平時から協議の場を整え将来像を共有する仕組みを構築する必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>東日本大震災の経験を教訓として生かし、復興プロセス・手順を事前に示すガイドラインを策定する。</p> <p>また、策定へ向けて住民・事業者・関係団体を含む事前復興検討会・復興まちづくりを協議する地域合意形成の仕組みを設置する。</p>	<p>国 町</p>	
	<p>震災時における公共の役割を風化させないよう、平時から継続的に訓練および研修体制を整える。また、職員・住民向けの復興対応研修・訓練を実施することで、災害発生時に備える。</p>	<p>国 町</p>	
	<p>県・他市町村・大学・専門家との応援協定や人材派遣協定の推進が必要であり、特に県との協定に基づき災害時に応援を受けられる体制を確保しつつ、より広域的な連携強化を進めていく。</p>	<p>国 町</p>	
	<p>東日本大震災の経験を踏まえ、これまで十分に進んでいなかった復興に対する組織体制づくりを強化する。また、平時から復興整備計画の策定を進め、手続きの部局横断化や一元化プロセスの整理を図ることで、災害発生時の迅速な復興に備える。</p>	<p>国 町</p>	
	<p>平時から住民・事業者・行政が参加する協議の場を設け、地域の将来像や復興方針について合意形成を図り、災害時の迅速な復興に備える。</p>	<p>国 町</p>	

事前に備えるべき目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		
リスクシナリオ 6-2 災害対応・復旧事業を支える人材等（コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興ができなくなる事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【災害ボランティア受入体制等の構築】		
<災害ボランティア受入体制の構築> 防災ボランティアの受入態勢は構築されていない。		防災ボランティアの受入態勢の構築をするため、防災担当と連携し、防災ボランティアセンターの設置・運営をする必要がある。
<災害ボランティアコーディネーターの育成> 防災ボランティアコーディネーターの育成の取り組みは行われていない。		災害発生時に、被災者の多様なニーズに対応し、円滑な救助活動ができるように防災に関する研修会などに参加し、人材の育成強化を図る必要がある。
【災害応援の受入体制の構築】		
<災害応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。	○	災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する必要がある。特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。
【農林水産業の担い手の育成・確保】		
<農業の担い手育成・確保> 当町の安全・安心な農産物を供給していくため、農業の担い手育成や労働力確保が不可欠であることから、人材確保に向けた取り組みを実施している。	○	当町の安全・安心な農産物を安定供給するためには、後継者や新規就農者の確保が必要であるが、現状では減少傾向にあることから、後継者の育成及び新規就農者の掘り起こしの必要がある。
<水産業の担い手育成・確保> 当町の安全・安心な水産物を供給していくため、漁業労働力の需給情報の収集・提供や人材の育成などにより、新規就業者の確保・育成に取り組んでいる。	○	当町の安全・安心な水産物を安定供給するためには、後継者や新規就業者の確保が必要であるが、現状では減少傾向にあることから、後継者の育成や新規参入を推進し担い手を確保していく必要がある。
【地域防災力の向上】		
<自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各町内会に設立し、活動の充実強化を図っている。	○	自主防災組織の数は全町内会の1割程度となっていることから、引き続き自主防災組織の設立促進を図るとともに、活動の充実・強化を図っていく必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	防災ボランティアの受入体制を整備し、計画的に防災ボランティアコーディネーターの育成研修を実施するとともに、防災ボランティアセンターの設置・運営について検討する。	町 社会福祉協議会	
	災害ボランティアコーディネーターの育成強化を図るため、県が主催する研修会への積極的な参加を促すとともに、町と社会福祉協議会の連携による研修会の実施についても検討する。	町	
○	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続きを運営マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていくとともに、他自治体の応援職員を円滑に受入れるため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を図る。また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	町	
	当町の農業を維持・発展させ、農産物を安定して供給するため、後継者の育成や新規就農者の掘り起こし等、労働力確保に向けた取り組みを実施する。	県 町	新規就農者数： 令和7年度 12人（2021～25年累計） 令和12年度 5人
	基幹産業である水産業の成長産業化に向けて、水産業における課題を踏まえながら、引き続き、担い手の育成・確保に取り組む。	県 町 連携町村	
	自主防災組織の設立促進と、活動の活発化に向けて、引き続き、リーダー研修会や防災啓発研修等の取り組みを実施する。	県 町	

リスクシナリオ		
6-2 災害対応・復旧事業を支える人材等（コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興ができなくなる事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	○	<p>大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p>
<p><消防団の充実></p> <p>町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、女性消防団員の入団を含め団員確保のため、PR活動や事業所等への働きかけを行う。</p>	○	<p>近年、消防団員は減少傾向であることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。また、近年発生した事案の教訓を踏まえた対応を検討する。</p>	<p>県 町 消防本部</p>	
○	<p>地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を図る。また、効果的な手法を検討しながら、引き続き、PR活動や事業所等への働きかけを行う。</p>	<p>県 町 消防本部</p>	<p>消防団員数： 令和7年度 135人 令和12年度 155人</p>

事前に備えるべき目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		
リスクシナリオ		
6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【災害廃棄物の処理体制の構築】		
<p><災害廃棄物処理計画の策定及び運用></p> <p>近年、各地で多発する地震や豪雨等の災害が発生している状況や、災害廃棄物が人の健康や生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、災害時における生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、災害廃棄物の円滑な処理を行うため、災害廃棄物処理計画を令和5年度に策定している。</p>		<p>災害廃棄物は一般廃棄物とされ、町が処理を担うことから、国の示す対策指針や行動指針の見直し等があった際には、青森県災害廃棄物処理計画や横浜町地域防災計画などと整合性を図りつつ、災害廃棄物処理計画の変更する必要がある。</p>
<p><家庭系災害廃棄物の収集・運搬対策></p> <p>町の収集車両及び作業要員並びにごみ収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して、被災地と指定避難所のごみ収集・運搬に当たるが、被害じん大等の理由により収集・運搬が困難な場合は、運輸業者、建設業者等の車両を借り上げ、迅速かつ適切に収集、運搬する。</p>		<p>災害発生時に、家庭系災害廃棄物を円滑に収集・運搬するため、平時の備えとして、関係事業者や関係団体との連携を推進する必要がある。</p>
<p><農林水産業に係る災害廃棄物等の処理に関する連携の強化></p> <p>農業用資材廃棄物の適正処理推進のため、農協等の関係機関との連携を図っている。</p>		<p>災害発生時においても農業資材等の廃棄物が適正に処理される必要があることから、関係機関との連携を強化する必要がある。</p>
<p><大気中への有害物質の飛散防止対策></p> <p>特定粉じん（アスベスト）排出等作業現場において、アスベスト飛散がないことを確認するため、アスベストの濃度測定を行っている。</p>	○	<p>災害発生時には、被災建物等の解体等により大気中にアスベストが飛散するおそれがあることから、大気中のアスベスト濃度を測定し、状況を把握する必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>災害廃棄物の円滑な処理に向けて、災害廃棄物処理計画の策定を進めるとともに、計画策定後には災害廃棄物処理対策について地域で取り組み、教育訓練等を通じた人材育成にも努め、必要に応じて見直しや修正を行うことで処理計画の実効性を高める。</p>	町	
	<p>災害が発生した場合において、円滑に家庭系災害廃棄物等を収集・運搬するための具体的な行動及び実務を明記したマニュアル等を策定し、関係団体との連携を図る。</p>	町	
	<p>災害発生時における農業資材等の廃棄物の円滑な処理に向けて、関係団体との情報共有や、連絡体制の構築など、連携体制の強化を図る。</p>	町	
	<p>災害発生時における、大気中へのアスベストの飛散の度合いを迅速に把握するため、緊急時のモニタリング体制の強化を図る。</p>	県 町	

事前に備えるべき目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		
リスクシナリオ 6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が遅れる事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【災害時の円滑な復旧・復興のための準備】		
<平時からの事業等用地の選定及び関係機関との連携> 大規模災害発生後の迅速な復興を可能とするための事業用地や仮設住宅、仮設店舗・仮事務所等の整備に必要な用地の候補地等について事前整理は行われていない。		大規模災害発生後の迅速な復興を可能とするため、平時から事業用地や仮設住宅、仮設店舗・仮事務所等の整備に必要な用地の候補地を整理するとともに、民有地を含めた活用方策の検討、関係機関との連携体制の構築、制度・手続きの事前整理を推進する必要がある。
<事業用地・復興拠点の確保> 未作成である。		公有地（未利用地・遊休地）の洗い出しや民有地を含めた復興用地候補地リストを作成する必要がある。
<仮設住宅用地の事前確保> 避難の長期化にあっては、他市町村への応援を依頼し対応する。		応急仮設住宅の建設候補地が不足しているため、確保に向けた取り組みを進める必要がある。 また、災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅が把握する必要がある。
<災害時における必要最小限の行政機能を確保するための事前整理> 事前整理について実施できていない。		自力対応には限界があることから、県や建設業協会・近隣市町村との連携を全体とした、必要最小限の仮設機能に向けた事前整理を実施する必要がある。
<仮設店舗・仮設工場・仮事務所の整理> 商工会等の連携について検討できていない。		仮設商店街・仮設工業用地の候補地整理と商工会・事業者団体との連携による仮設店舗整備の事前検討及びコンテナ型施設等の活用を検討する必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	大規模災害後の迅速な復興を可能とするため、これまで十分に行われてこなかった事業用地や仮設住宅、仮設店舗・仮事務所等の用地候補地の事前整理を進める。あわせて、民有地を含めた活用方策の検討、関係機関との連携体制の構築、制度・手続きの事前整理を平時から推進し、復興に向けた体制を整える。	国 町	
	公有地（未利用地・遊休地）の洗い出しや民有地を含めた復興用地候補地リストを作成する。	国 町	
○	応急仮設住宅の建設候補地が不足していることから、その確保を進めるとともに、災害時に提供可能な民間賃貸住宅の把握を進める。また、避難の長期化に備えて、他市町村への応援要請も含め、受入体制を確保していく。	国 町	
○	自力対応には限界があることから、県や建設業協会・近隣市町村との連携を全体とした、必要最小限の仮設機能に向けた事前整理を実施する。	国 町	
	仮設商店街や仮設工業用地の候補地を整理し、商工会や事業者団体と連携した仮設店舗整備の事前検討を進める。また、コンテナ型施設の活用も検討しつつ、災害時に向けた体制整備を図る。	国 町	

事前に備えるべき目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		
リスクシナリオ 6-5 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【地域コミュニティ力の強化】		
<地域コミュニティ力の強化> 地域防災力の要となる自主防災組織は、地域コミュニティと関係が深く、有機的なつながりがあることから、その中心となる町内会の基盤強化に取り組んでいる。		地域コミュニティの希薄化により、地域防災力の低下が懸念されることから、自助・共助の中心となる町内会の基盤強化・活性化に取り組んでいく必要がある。
<農山漁村の活性化> 「農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる」との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付け、その一環として地域力の再生を実現するための取り組みを推進している。		人口減少が進む中、農山漁村が有する自然・景観・文化などの地域資源を将来に引き継いでいくためには、自立した農林水産業の確立を図りながら地域コミュニティ機能の維持・再生に取り組んでいく必要がある。
<地域コミュニティを牽引する人材の育成> 災害発生時に共助を支える地域コミュニティの活性化に向けて、人材育成等に取り組んでいる。		地域コミュニティの維持と活性化のため、人材育成に取り組む必要がある。
<消防団の充実> 町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、女性消防団員の入団を含め団員確保のため、PR活動や事業所等への働きかけを行う。	○	近年、消防団員は減少傾向であることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。
【応急仮設住宅の確保等】		
<応急仮設住宅の迅速な供給> 災害発生時において、迅速に応急仮設住宅を供給するため、応急仮設住宅の標準設計を作成している。		応急仮設住宅の建設に関する具体的な手順等が定められていないことから、建設に関する具体的な整備マニュアルを作成する必要がある。また、災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅が把握されていないことから、提供可能な民間賃貸住宅の具体的なリストを作成する必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	地域コミュニティの中心となる町内会の基盤強化・活性化のため、引き続き、自主的・主体的な活動の促進を図る。また、地域おこし協力隊等の外部人材の円滑な受入れと地域コミュニティ力の強化が図られるよう、隊員の定着に向けた生業づくりやコミュニティ形成を支援していく。	町	
	あおり環境公共推進基本方針に基づき、公共事業のプロセスに、農林漁業者はもとより地域の人々など、多様な主体(地区環境公共推進協議会)の参加のもとで、水路の泥上げや草刈りなどの作業を通じて、自らは行えることは自ら実施していくことにより、地域力の再生を実現していく。	県 町	
○	地域コミュニティの中心となる町内会の基盤強化・活性化のため、引き続き、地域を支える担い手となる人材育成に取り組む。	町	
○	地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を図る。また、効果的な手法を検討しながら、引き続き、PR活動や事業所等への働きかけを行う。	県 町 消防本部	消防団員数： 令和7年度 135人 令和12年度 155人
	災害発生時に、より迅速に応急仮設住宅を供給するため、整備マニュアルを作成するとともに、関係団体と連携して災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅のリストを作成する。	県 町	

事前に備えるべき目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		
リスクシナリオ 6-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【風評被害等による地域経済等への甚大な影響】		
<正確な情報発信による風評被害の防止> 町の農産物・水産物の安全・安心をアピールするため。平時から消費者や販売業者等に対し、安心・安全な製品の情報を発信している。		災害発生時における風評被害の防止に向けて、正確かつ速やかな情報発信を行う必要がある。
<安全・安心な生産・流通システムの構築> 生産から流通、加工に至る過程での高度な品質・衛生管理により、消費者の信頼を得ることが風評被害の防止につながることから、安全・安心な生産システムの構築に取り組んでいる。		生産・流通・加工に関わる関係者と連携・協力しながら、安全・安心な生産システムの構築に取り組んでいくとともに、積極的な情報発信により、農産物・水産物の認知度向上を図っていく必要がある。
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送経路を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険個所対策。道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する必要がある。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	○	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
<農道等の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。令和6～8年度には有畑農道の整備を進めるなど、計画的な維持管理と機能強化に取り組んでいる。	○	整備後、相当の年数を経過している農道もあることから、点検等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
【代替交通・輸送手段の確保】		
<代替交通手段の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため交通事業者と情報共有を図っている。	○	災害発生時に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、交通事業者と連携し取り組む必要がある。
<代替輸送手段の確保> 代替輸送手段の確保についての検討は行われていない。	○	大規模災害時において代替輸送手段の確保に向けた取り組みが求められるため、交通事業者と連携し取り組む必要がある。
<輸送ルートの代替性の確保> 現時点では、代替輸送ルートの確保については検討されておらず、確保に向けた取り組みは行われていない。	○	代替輸送ルート確保のため、道路や橋梁など施設の整備を進める必要がある。また冬期間の災害に備え、道路の除排雪に関しても強化する必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	消費者や販売業者等に対し、平時から町の農産物・水産物の安全・安心について正確かつ速やかな情報発信を心がけ、災害発生時の風評被害を防ぐ。	町	
	生産から流通・加工まで関係者が連携し、高度な品質・衛生管理を徹底することで安全・安心な生産システムの構築を進めるとともに、積極的な情報発信により農産物・水産物の認知度向上と風評被害の防止を図っていく。	町 事業者	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町	
○	必要な改良や計画的な老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町	個別施設ごとの長寿命化計画 (農道橋)の策定数： 令和7年度 3橋 令和12年度 3橋
○	災害発生時に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、交通事業者と連携し情報共有を図る。	県 町	
○	大規模災害時の代替輸送手段の確保に向けて、交通事業者と連携し、体制を検討する。	県 町	
	代替輸送ルート確保のため、道路や橋梁など施設の整備を進めるとともに冬期間の災害に備え、道路の除排雪に関しても強化を図る。	県 町	

附属資料 リスクシナリオごとの対応方策

令和 8 年 3 月

横浜町 総務課

〒039-4145 青森県上北郡横浜町字寺下 35 番地

TEL.0175-78-2111 FAX.0175-78-2118